上板町公共施設等個別施設計画

令和３年３月

上　板　町

目　次

第１章 公共施設の長寿命化計画の背景・目的等 1

1-1　背景 1
1-2　目的 2
1-3　計画期間 3
1-4　対象施設 4

第２章 公共施設の目指すべき姿 8

2-1　各種行政計画 8
2-2　目指すべき姿 9

第３章 公共施設の実態 10

3-1　公共施設の運営状況・活用状況等の実態 10
3-2　公共施設の老朽化状況の実態 19
3-3　長寿命化対象施設の考え方 23

第４章 公共施設整備の基本的な方針等 26

4-1　公共施設の規模・配置計画等の方針 26
4-2　改修等の基本的な方針 28

第５章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等 32

5-1　改修等の整備水準 32
5-2　維持管理の項目・手法等 33

第６章 長寿命化の実施計画 34

6-1　改修等の優先順位付けと実施計画 34
6-2 長寿命化の実施計画 36
6-3 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果 37

第７章 長寿命化計画の継続的運用方針 41

7-1　情報基盤の整備と活用 41
7-2　推進体制等の整備 42
7-3　フォローアップ 42

第１章 公共施設の長寿命化計画の背景・目的等

1-1　背景

国において、平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、上板町では、平成29年３月に、公共施設を長期的な視点で、総合的・計画的に管理することを目的として「上板町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

「インフラ長寿命化基本計画」では、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定するよう要請されており、上板町では、令和２年３月に「上板町学校施設・社会教育施設個別施設計画」を策定しています。

上板町の公共施設は、昭和５０年代後半から平成１０年代前半に集中的に整備されていることから、近い将来老朽化が進み一斉に更新時期を迎えるものと見込まれています。

また、公共施設等総合管理計画によると、上板町の公共施設は、公共建築物の延床面積の３３．５％を占めているため、大規模改修及び建替えに多額の費用が必要となります。

今後も続くと想定される少子高齢化及び人口減少において、人数に合わせた施設規模に合わせていく必要があります。

また、公共施設は鉄筋コンクリート造に代表されるように適切に維持管理すれば長期間使用できる建物となっているため、地域コミュニティの核となる施設としての観点から他の類型分類にて老朽化が進んでいる建物の機能を集約し、複合施設としての活用が見込めます。

これらを踏まえた上で公共施設の個別施設計画を定め、適切な維持管理・長寿命化対策を推進すべく行動します。

1-2　目的

「上板町公共施設等個別施設計画」（以下「本計画」とする）は、上記の背景を踏まえて学校施設及び社会教育施設を除く公共建築物を総合的観点で捉え、構造躯体が健全で長寿命化が可能な施設については長寿命化することを前提に、適正な改修・維持保全に努めることで、安全・安心な施設環境を整備し、併せて施設主催事業や施設の貸し出し等の要求の多様化に伴う無線 LAN 整備や、省エネ化、バリアフリー化など質的な向上に努めていくとともに、中長期的な維持管理コストを検証し、将来かかるコストの縮減と平準化を図ることを目的に策定しています。

これまでは老朽化の進んだ公共施設について 40～50 年程度で改築を行ってきましたが、町内の多くの公共施設が更新時期を迎えており、現有する公共施設を躯体の耐用年数まで長く使い続ける長寿命化改修に取り組むことで、中長期的な財政負担の軽減を目指します。

なお、本計画は上板町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）に基づく公共施設の個別施設計画として位置づけるとともに、公共施設整備計画は本計画に基づき策定していくこととします。

図表 1.1　計画の位置づけ

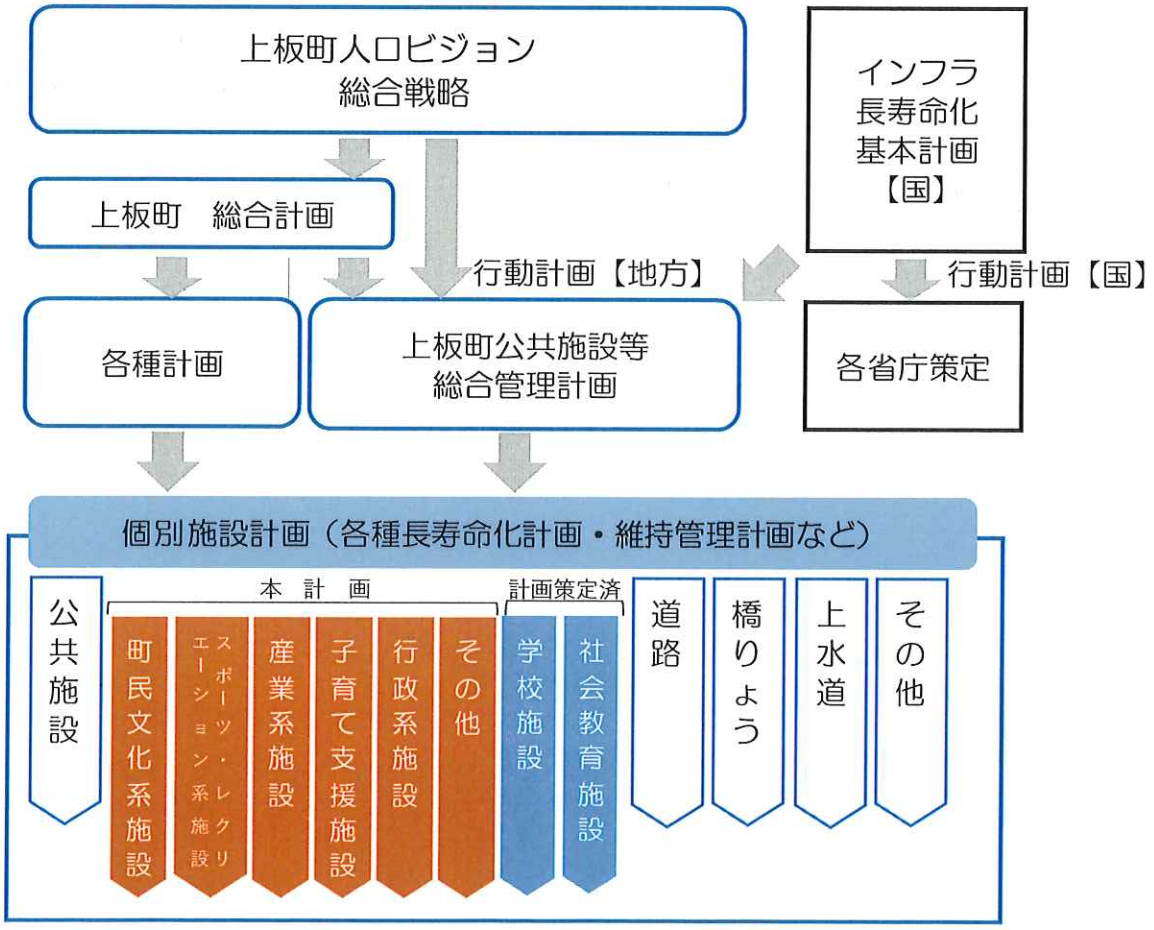

1-3　計画期間

計画期間は、本計画の上位計画と考えられる公共施設のマネジメントの基本的な方針を定めた『上板町公共施設等総合管理計画』（平成 29 年３月）と整合を図ることとし、令和３年度（2021 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの９年間とします。また、本計画は概ね５年ごとに見直しするものとします。

図表 1.2　計画期間

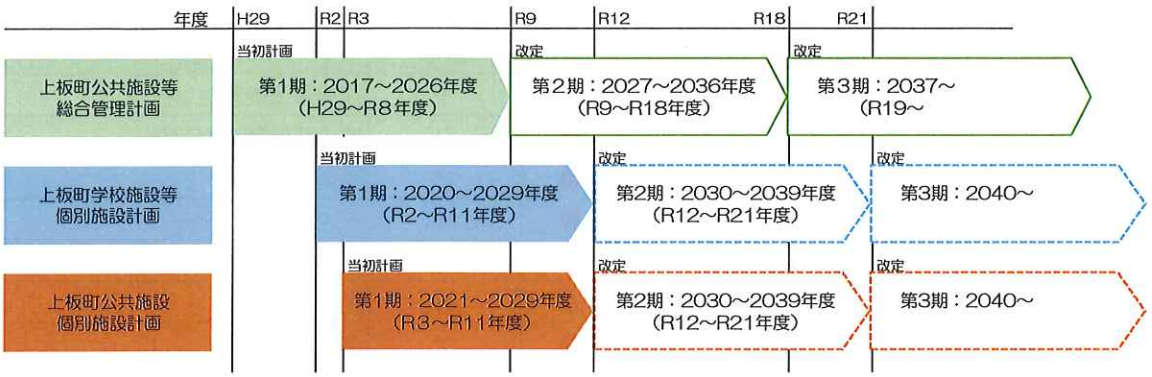

1-4　対象施設

（1）対象施設

上板町が保有する公共建築物は、既に計画策定された学校教育施設 9 施設、および社会教育施設 4 施設の 13 施設を除き、60 施設（次頁参照図表）があります。　このうち延べ床面積 200 ㎡以上の 18 施設を計画対象としました。なお、社会教育施設のうち中央公民館については役場庁舎と一体の建築物となっているため、本計画にて対象としました。

図表 1.3 対象施設

種　　別	色	番号	施設名称
町民文化系施設	●	1	農村環境改善センター
	●	2	婦人健康管理センター
	●	3	馬道会館
	●	4	老人福祉センター
	●	5	西老人集会所
	●	6	東老人集会所
	●	7	南老人集会所
	●	8	西分老人集会所
	●	9	上板町文化センター
社会教育施設	●	10	中央公民館
スポーツ・レクリエーション系施設	●	11	わかばパークドーム
産業系施設	●	12	川東農機具倉庫
	●	13	大型共同作業所
	●	14	技の館
子育て支援施設	●	15	神宅学童保育施設
	●	16	さくら保育所
行政系施設	●	17	役場庁舎
その他	●	18	学校給食センター

図表 1.4 対象施設の位置図

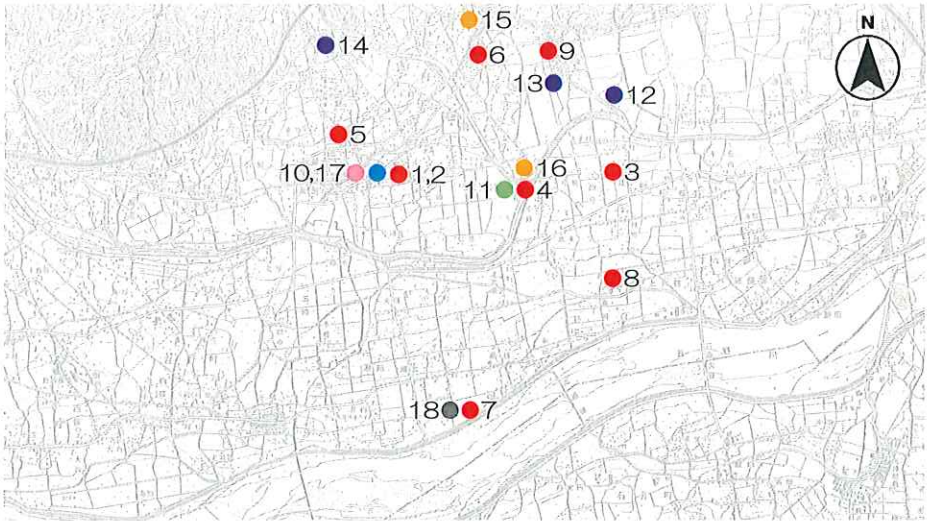

参照図表

番号	用途	所在	構造	面積(㎡)
1	役場庁舎	七條字経塚 42	RC・3階	2511.76
2	中央公民館	七條字経塚 42	RC	1184.40
3	高志消防コミュニティセンター	高瀬字宮ノ本 250-1	鉄骨・2階	187.20
4	松島消防コミュニティセンター	七條字姥ケ塚 35-1	鉄骨・2階	183.06
5	大山消防コミュニティセンター	西分字原渕 7-1	鉄骨・2階	192.00
6	第2分団格納庫・詰所	神宅字新宮前 26-3	木造・2階	117.99
7	第4分団格納庫・詰所	鍛冶屋原字北原 20	木造・2階	122.05
8	第6分団格納庫・詰所	佐藤塚字西 196-3	木造・2階	117.08
9	旧 高瀬駐在所	高瀬 5	RC・2階	75.47
10	旧 中央公民館第1分館	七條字経塚 42	RC	R2年度解体
11	技の館	泉谷字原東 32-4	鉄骨・2階	3508.00
12	トイレ	泉谷字原東 67	木造・平屋	7.45
13	釈迦地休憩所	引野字釈迦地 11-9	木造・平屋	13.25
14	砂糖の絞め小屋	泉谷字原東 32-4	木造・平屋	78.50
15	農村環境改善センター	七條字経塚 42	RC・2階	1510.00
16	婦人健康管理センター	七條字経塚 42	RC・2階	835.75
17	泉谷多目的研修集会所	泉谷字原東 44-1	木造・平屋	186.81
18	神宅多目的研修集会所	神宅字山田 66-2	木造・平屋	151.19
19	椎本多目的研修集会所	椎本字椎ノ宮 237-1	木造鉄骨・平屋	162.00
20	下六条多目的研修集会所	下六条字宮ノ前 33-3	木造・平屋	150.72
21	瀬部多目的研修集会所	瀬部字瀬部 105	木造・平屋	183.92
22	さくら保育所	西分字日吉前 20-1	RC・平屋	2137.04
23	神宅学童保育施設	神宅字喜来 98	木造・ｽﾚｰﾄ・平屋	251.93
24	高志学童保育施設	高瀬 1113-1	木造・平屋	163.96
25	松島学童保育施設	鍛冶屋原字北原 20-2	木造・平屋	163.96
26	東光学童保育施設	西分字東光 19-2	木造・平屋	163.96
27	上板町文化センター	神宅字青木 10-1	木造・平屋	355.25
28	文化センター第1分館	西分字滝ノ宮西 26-1	RC	100.00
29	馬道会館	西分字原渕 18-2	RC・2階	313.00
30	青木公会堂	神宅字滝ノ宮 33-1	鉄骨	57.00
31	滝ノ宮公会堂	西分字滝ノ宮 2	鉄骨	65.00
32	西原公会堂	神宅字西金屋 79	鉄骨	65.00
33	川東農機具倉庫	西分字池田 58	鉄骨・平屋	241.00
34	馬道農機具倉庫	西分字原渕 6	鉄骨	157.00

参 照 図 表 （続き）

番号	用　途	所　在	構 造	面積(㎡)
35	山崎農機具倉庫	西分字山崎 138	ｽﾚｰﾄ・平屋	97.50
36	大型共同作業所	西分字サビ 13-1	鉄骨・2階	338.00
37	井内水防倉庫	瀬部字中井内 965-3 地先	木造・ｽﾚｰﾄ・平屋	32.00
38	第十新田水防倉庫	第十樋門南側	木造・ｽﾚｰﾄ・平屋	35.00
39	松島橋水防倉庫	七條字門田 24-1 地先	木造・ｽﾚｰﾄ・平屋	35.00
40	仁界水防倉庫	七條字炉豊 54-2 地先	木造・ｽﾚｰﾄ・平屋	21.00
41	中井手水防倉庫	七條字橋本 7-4 地先	木造・ｽﾚｰﾄ・平屋	9.00
42	橋東水防倉庫	西分字橋東 27-4 地先	木造・ｽﾚｰﾄ・平屋	10.00
43	神ノ木水防倉庫	西分字神ノ木 128-1 地先	木造・ｽﾚｰﾄ・平屋	11.00
44	古町水防倉庫	七條字粟飯久保 115-14 地先	木造・ｽﾚｰﾄ・平屋	38.00
45	殿宮水防倉庫	神宅字落合 30-4 地先	木造・ｽﾚｰﾄ・平屋	27.00
46	七條水防倉庫	七條字経塚 42	木造・ｽﾚｰﾄ・平屋	13.00
47	老人福祉センター	西分字橋西 1-11	RC・平屋	1097.80
48	老人福祉センター	西分字橋西 1-11	鉄骨・平屋	132.67
49	西老人集会所	引野字東原 49-1	鉄骨・平屋	306.92
50	東老人集会所	神宅字北屋敷 32-2	鉄骨・平屋	277.93
51	南老人集会所	高瀬字宮ノ本 250-1	鉄骨・平屋	459.20
52	西分老人集会所	西分字西ツメノ 24	鉄骨・平屋	396.30
53	環境保全課・倉庫	七條字経塚 42	鉄骨・ｽﾚｰﾄ・平屋	31.20
54	ふれあい広場休憩室	西分字橋西 1-10	鉄骨・平屋	19.20
55	ふれあい広場便所・倉庫	西分字橋西 1-10	鉄骨・平屋	7.22
56	わかばパークドーム	七條字下原 82-1	鉄骨・平屋	607.53
57	学校給食センター	高瀬字宮ノ本 250-4	鉄骨・平屋	1021.39
58	藍の寝床	泉谷字原東 32-4	木造・平屋	19.66
59	ガラスハウス 1 号棟	泉谷字原東 34-1, 2, 4	軽量鉄骨造	56.70
60	ガラスハウス 2 号棟	泉谷字原東 34-1, 2, 4	軽量鉄骨造	85.05

※色付の施設は延べ床面積 200 ㎡を超える施設

（2）対象建築物及び一体的な建築物の考え方

本計画の対象となる建築物（棟）は、施設台帳の棟別面積表と施設平面図を整理し、概ね200㎡以下の倉庫、部室、便所等の小規模な建築物（棟）を除いたものとします。

棟番号が同じ場合は、一体的な建築物（棟）として扱うこととし、棟番号が異なる場合は、建築物（棟）が隣接し、改築や改修を一体的に実施することが望ましいと考えられる場合には、一つの建築物として取り扱うようにします。

図表 1.5　一体的に取り扱う建築物の考え方

例1：【一つの建築物において、棟番号が同じ場合】
- 建築年、規模等に関わらず「一つの棟」として扱う

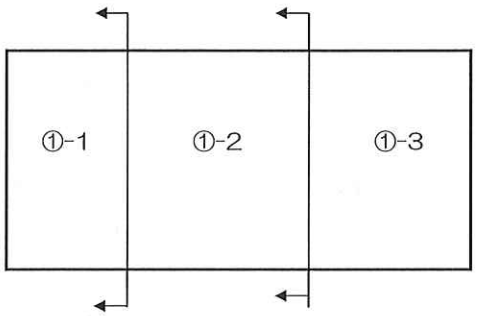

例2：【一つの建築物において、棟番号が異なる場合】
※建築年の差が5年未満の場合
- 各棟の建築年の差が5年未満の場合には、「一つの棟」として扱う

注：但し、隣接する棟の場合とする

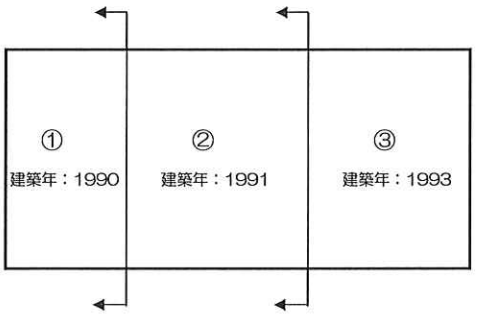

例3：【一つの建築物において、棟番号が異なる場合】
※建築年の差が5年以上の場合
- 各棟の建築年の差が5年以上離れていれば、別々の棟として扱う。ただし、②の棟の面積が200㎡未満（小規模）の場合には、①の棟と同時に解体されると考えて、「一つの棟」として扱う

注：建築年の差が5年以上の場合でも一体的に工事すべき「かたまり」とみなす場合は「一つの棟」として扱う。

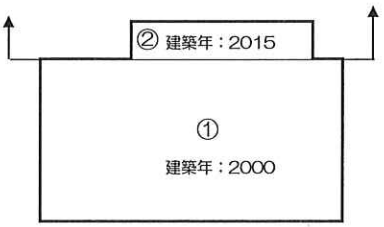

例4：【棟番号が異なり、独立した建築物の場合】
- 建築年、規模等に関わらず別々の棟として扱う

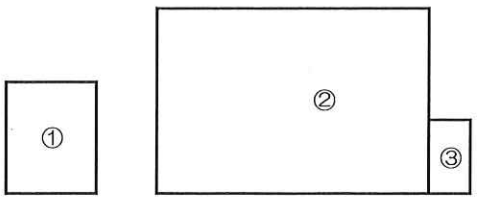

第２章 公共施設の目指すべき姿

2-1　各種行政計画

本計画が対象とする公共施設に関連する各種計画として、上板町総合計画、第２期上板町子ども・子育て支援事業計画（令和２年３月）より、計画上の公共施設の目指すべき姿を把握します。

①上板町総合計画（平成２９年３月）では、まちづくりの理念として『伝統をつなぐ』、『町民と共に歩む』、『安全・安心を確保する』を掲げ、それらに基づいた５つの基本目標と20の施策が計画されている。20の施策毎に、本計画が対象とする公共施設との関連をみると、全ての公共施設が施策との関わりをもっている中でも、特に技の館（５項目）、大型共同作業所（４項目）、老人福祉センター（４項目）、西・東・南・西分老人集会所（４項目）が様々な施策との関わりを持っていることが分かります。

図表 2.1　上板町総合計画の施策と関連する公共施設

				1 農村環境改善センター	2 婦人健康管理センター	3 馬道会館	4 老人福祉センター	5 西老人集会所	6 東老人集会所	7 南老人集会所	8 西分老人集会所	9 上板町文化センター	10 中央公民館	11 わかばパークドーム	12 川東農機具倉庫	13 大型共同作業所	14 技の館	15 神宅学童保育施設	16 さくら保育所	17 役場庁舎	18 学校給食センター
基本目標1	町を担う人財が育つまちづくり	施策１	幼児教育・家庭教育の充実														●	●	●		
		施策２	学校教育の充実																		
		施策３	青少年健全育成・生涯学習の充実			●	●	●	●	●	●	●	●								
		施策４	人権教育・啓発の充実		●	●						●	●								
		施策５	文化・スポーツの振興											●			●				
基本目標2	笑顔あふれるまちづくり	施策６	地域福祉の充実				●	●	●	●	●					●					
		施策７	保健・医療体制の充実																		
		施策８	子育て支援の充実															●	●		
		施策９	高齢者福祉の充実				●	●	●	●	●										
		施策１０	障がい者福祉の充実													●					
		施策１１	社会保障制度の運営																		
基本目標3	地域産業が根付くまちづくり	施策１２	農林業の振興	●												●	●				●
		施策１３	商工業の振興																		
		施策１４	観光・交流の振興														●				
基本目標4	住み続けたくなるまちづくり	施策１５	定住環境の整備																		
		施策１６	自然との共生																		
		施策１７	防災対策の充実																		
		施策１８	交通安全対策・防犯対策の充実																		
基本目標5	協働によるまちづくり	施策１９	協働の推進																		
		施策２０	効率的な行財政	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

②第２期上板町子ども・子育て支援事業計画（令和２年３月）では、基本理念として「ともにささえあい、安心して子育てができるまち」を掲げ、子育てについての第一義的な責任を有する保護者が安心して子育てでき、地域・企業・学校・行政が協力して、地域社会全体で子どもと子育て家庭を温かく見守り、子どもを大切にし、のびのびと過ごせるまちづくりを進めると定められています。具体的な施策と公共施設との関わりでは、さくら保育所を中心に、神宅学童保育施設、役場庁舎、学校給食センター等があります。

2-2　目指すべき姿

◆安全性

公共施設は、町民が安全・安心に過ごせる環境を整備するとともに、災害時には地域住民の避難所となる場合もあることから、耐震性を備えるとともに、大規模な地震による吉野川、旧吉野川、宮川内谷川の氾濫に伴う水害、がけ崩れ等にも対応できる施設として整備していく必要があります。

さらに、施設の耐震化はほぼ完了していますが、非構造部材の落下を防止するための耐震化対策にも取り組み、災害時の避難所としての機能を確保する必要があります。

◆快適性

本町の公共施設は、エアコン等空調設備を町内全ての公共施設へ設置完了しています。また、和式トイレについても洋式トイレへ改修を行っており、概ね50%の置き換えが完了しています。

今後も町民が快適に過ごせる環境について、将来を見据えた効率的で効果的な整備を進めていく必要があります。

◆環境への適応性

高効率な照明や暖房効率の向上、自然採光や自然エネルギーの活用など、環境負荷の低減を図ることが可能な施設整備が求められています。

第３章 公共施設の実態

3-1　公共施設の運営状況・活用状況等の実態

（１）運営状況・活用状況等の実態

① 人口の推移及び将来予測

本町の人口は、平成 17（2005）年時点では 13、123 人をピークに緩やかな減少傾向に入り、平成 27（2015）年は 12、039 人となり、10 年間で 8.3%減少しました。人口構成は、生産年齢人口が著しく減少し、平成 27（2015）年の年少人口割合は 11.2%、生産年齢人口割合が 57.0%、老年人口割合が 31.8%であり、少子高齢化の傾向にあります。

国立社会保障・人口問題研究所が推計した本町の将来人口によると、人口減少がさらに進行し、令和 22（2040）年に 8、989 人と推計されています。年少人口割合は 8.5%（768 人）、生産年齢人口割合が 49.0%（4、407 人）、老年人口割合が 42.5%（3、814 人）と、一層の少子高齢化が進むと推計されています。

上板町人口ビジョンにて示した本町独自の人口推計では、令和 22（2040）年に 10、038 人と推計し、年少人口割合は 11.9%（1、199 人）、生産年齢人口割合が 49.3%（4、948 人）、老年人口割合が 38.8%（3、891 人）と、少子高齢化の傾向に変わりはありません。

図表 3.1　人口の推移と将来人口目標

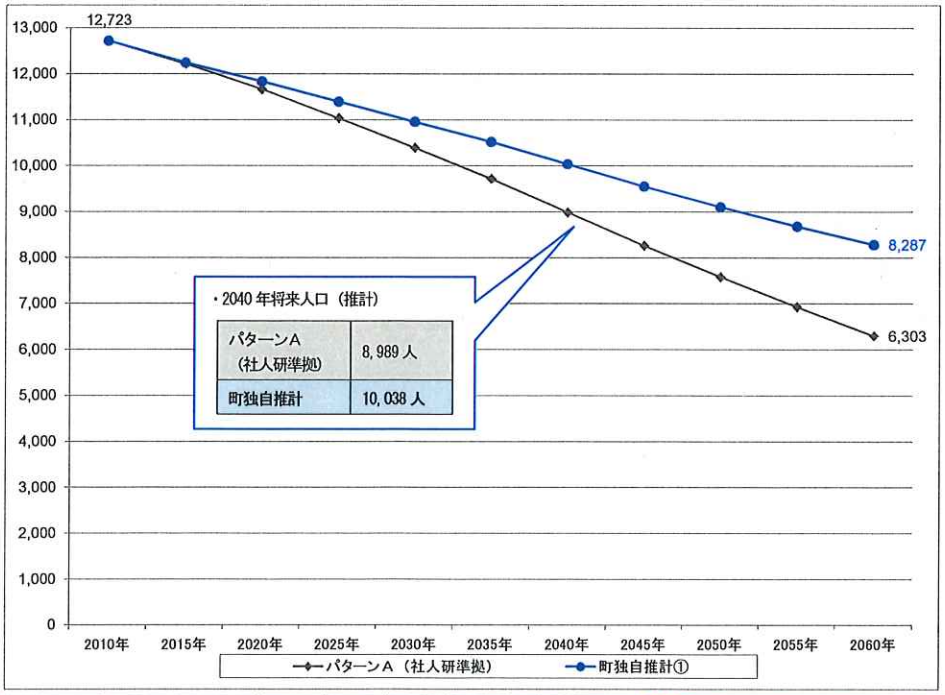

		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
パターンA（社人研準拠）	総人口	12,723	12,226	11,662	11,038	10,394	9,717	8,989	8,265	7,583	6,935	6,303
	0-14歳	1,579	1,429	1,204	1,065	936	840	768	708	642	570	500
	15～64歳	7,884	6,984	6,326	5,810	5,456	4,998	4,407	3,886	3,519	3,200	2,964
	65歳以上	3,260	3,814	4,131	4,163	4,002	3,880	3,814	3,670	3,422	3,165	2,838
町独自推計①	総人口	12,723	12,244	11,834	11,397	10,959	10,523	10,038	9,553	9,106	8,687	8,287
	0-14歳	1,579	1,446	1,286	1,227	1,186	1,191	1,199	1,198	1,157	1,100	1,050
	15～64歳	7,884	6,984	6,396	5,968	5,717	5,384	4,948	4,583	4,387	4,227	4,154
	65歳以上	3,260	3,814	4,151	4,201	4,057	3,948	3,891	3,771	3,563	3,360	3,083

資料：上板町人口ビジョン（平成 28 年２月）

② 人口の減少に伴う財政規模の縮小

本町の人口の減少に伴い財政規模も縮小されることが予想され、既存の公共施設等を現状のまま維持管理、更新していけば町民への負担を大きくしていくことになります。

③公共施設の保有量

本町には、町民文化系施設９施設、社会教育施設１施設、スポーツ・レクリエーション系施設１施設、産業系施設３施設、子育て支援施設２施設、行政系施設１施設、その他１施設、合わせて 18 施設を有しています。町民文化系施設の延べ床面積は５、552.15 ㎡、社会教育施設１、184.40 ㎡、スポーツ・レクリエーション系施設 607.53 ㎡、産業系施設４、087.00 ㎡、子育て支援施設２、388.97 ㎡、行政系施設２、511.76 ㎡、その他１、021.39 ㎡になります。これら公共施設の総延べ床面積は、17、353.20 ㎡になります。

公共建築の分類別の面積割合は、町民文化系施設 32.0%、産業系施設 23.6%となっており、これらが全体の５５.6%を占めています。この他に、行政系施設（役場庁舎）14.5%及び社会教育施設（中央公民館）6.8%（合計 21.3%）、子育て支援施設 13.8%、その他 5.8%、スポーツ・レクリエーション系施設 3.5%となっています。

図表 3.2　対象施設一覧

2021年3月1日　現在

分類・通し番号・名称			住　所	延床面積（㎡）	建築年度	備考
町民文化系施設	1	農村環境改善センター	上板町七條字経塚４２	1,510.00	昭和59年度	
	2	婦人健康管理センター	上板町七條字経塚４２	835.75	昭和59年度	
	3	馬道会館	上板町西分字原渕１８－２	313.00	昭和54年度	平成２６年改築
	4	老人福祉センター	上板町西分字橋西１－１１	1,097.80	平成6年度	
	5	西老人集会所	上板町引野字東原４９－１	306.92	平成11年度	
	6	東老人集会所	上板町神宅字北屋敷３２－２	277.93	平成12年度	
	7	南老人集会所	上板町高瀬字宮ノ本２５０－１	459.20	平成13年度	
	8	西分老人集会所	上板町西分字西ツメノ２４	396.30	平成14年度	
	9	上板町文化センター	上板町神宅字青木１０－１	355.25	平成29年度	
		小計		5,552.15		
社会教育施設	10	中央公民館	上板町七條字経塚４２	1,184.40	昭和57年度	
		小計		1,184.40		
スポーツ・レクリエーション系施設	11	わかばパークドーム	上板町七條字下原８２－１	607.53	平成9年度	
		小計		607.53		
産業系施設	12	川東農機具倉庫	上板町西分字池田５８	241.00	昭和60年度	
	13	大型共同作業場	上板町西分字サビ１３－１	338.00	昭和60年度	
	14	技の館	上板町泉谷字原東３２－４	3,508.00	平成9年度	
		小計		4,087.00		
子育て支援施設	15	神宅学童保育施設	上板町神宅字喜来９８	251.93	昭和45年度	平成27年度改築
	16	さくら保育所	上板町西分字日吉南２０－１	2,137.04	平成14年度	
		小計		2,388.97		
行政系施設	17	役場庁舎	上板町七條字経塚４２	2,511.76	昭和57年度	
		小計		2,511.76		
その他	18	学校給食センター	上板町高瀬字宮ノ本２５０－４	1,021.39	平成26年度	
		小計		1,021.39		
総　合　計				17,353.20		

公共施設の建築年について昭和 56 年の建築基準法改正の前後で分けると、新耐震基準の建物が 18 棟中 16 棟であり、延べ床面積も 17、353.20 ㎡中 16、788.27 ㎡と 96.7%を占めています。旧耐震基準の建物は 2 棟であり、既に耐震改修が行われています。

築 30 年以上の建物は 8 棟、延べ床面積では 7、185.84 ㎡で全体の 41.4%を占めています。築 50 年以上の公共施設は昭和 45 年度に整備された神宅学童保育施設のみ(251.93 ㎡、全体の 1.4%) ですが、平成 27 年度に改修が行われています。以上より、本町の公共建築は比較的建築年が新しく、今後長期間の使用が想定されることから、長寿命化を目指して維持管理していくことが必要になります。

公共建築の分類別に建築年をみると、最も面積割合の多い町民文化系施設は昭和 50 年代～平成元年代にかけて全町を対象とする施設整備が進み、平成 10 年代に入り地区別に老人集会所が整備されてきました。平成 29 年度には昭和 50 年代に整備された全町を対象とする上板町文化センターが建て替えられています。延べ床面積が大きく全町を対象としている農村環境改善センターや婦人健康管理センター等を適切に維持管理し、長期間に渡り使用し続けていく必要性があります。

次に面積割合の大きい産業系施設は昭和 60 年度から平成９年度までに施設整備が進められました。特に平成 9 年度に整備された技の館は、公共施設の中で最も延べ床面積が大きく（3、508 ㎡）、長寿命化を実施するには維持管理を適切に行う必要があります。

３番目に面積割合の多い行政系施設は昭和 57 年度に整備された役場庁舎のみであり、これは社会教育施設である中央公民館と一体になっています。長寿命化を計るために、将来的に改築等を行う必要が生じてきます。

神宅学童保育施設は改築が行われてはいますが、唯一、築 50 年を超える施設であり、30 年以内に建て替え等を行う必要が生じます。

スポーツ・レクリエーション系施設は平成 9 年度に施設整備が行われています。その他として、平成 26 年度に学校給食センターが建て替えられています。

図表 3.3　築年別整備面積

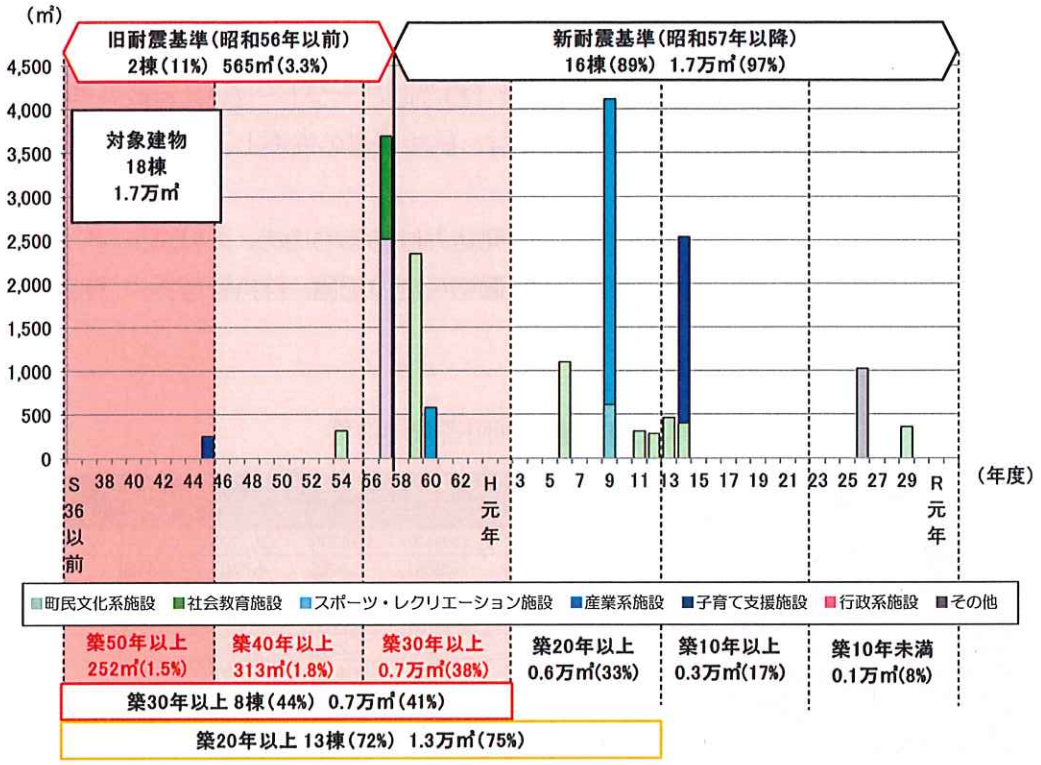

④公共施設の利用者数

公共施設の利用状況については、直近５年間の利用者数の推移は図表3.5のとおりです。利用者数は年々増加傾向にあり、平成２７年度の約６．２万人から令和１年度には約９．１万人にまで約３万人増加したことが分かります。

このうち、最も利用者数が多いのは町民文化系施設（上板町文化センターはＨ２７年度の利用者データなし）であり、平均５．６万人が利用しており、最も利用者数が多かったのは平成２８年度の約６．３万人でした。ただし、平成２８年度をピークに減少傾向にあります。

町民文化系施設の中で、令和１年度に最も利用者数が多かったのは老人福祉センター（18、445 人）ですが、Ｈ２７年度（26、023 人）以降、減少傾向にあることが分かります。農村環境改善センターは１．２万人程度、婦人健康管理センター及び上板町文化センターは５０００人程度で毎年推移していることが分かります。中央公民館については、５０００人程度から１．６万人まで利用者数の差が毎年大きいことが分かります。馬道会館及び老人集会所４施設をみると、馬道会館は利用者数が増加傾向にあり、令和１年度に２７００人を超えています。南老人集会所と西分老人集会所は利用者数が減少傾向にあり、令和１年度に２５００人程度となっています。西老人集会所と東老人集会所は毎年１５００人程度で推移しています。

町民文化系施設に次いで利用者数が多いのは産業系施設（技の館のみ計上、川東農機具倉庫及び大型共同作業場は未計上）であり、平均１．２万人が利用しています。全施設の中で令和１年度に最も利用者数が多いのは、技の館（25、847 人）であり、Ｈ２７年度の利用者数（3、365 人）から毎年度、増加してきたことが分かります。

子育て支援施設は利用者数ではなく登録人数や園児数等をみます。神宅学童保育施設の登録人数は増加傾向にあり令和１年度に４７名、さくら保育園の園児数も増加傾向にあり令和１年度に１９１名になっています。

なお、スポーツ・レクリエーション系施設（わかばパークドーム）、行政系施設（役場庁舎）、その他（学校給食センター）については、施設運営の性格上、利用者数の統計データはありませんでした。

いずれの施設も、今後は一定の利用者数の見込みはあるものの、人口減少期においては利用者数や利用回数の減少が予測されるため、適切な施設配置、維持管理および整備が必要になります。

図表 3.4　施設利用者数の推移

			平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和１年度（2019）	H26～H30平均	備考
町民文化系施設	1	農村環境改善センター	10,250	12,560	12,617	13,637	12,090	12,231	
	2	婦人健康管理センター	5,038	5,318	5,964	5,970	4,775	5,413	
	3	馬道会館	1,914	2,028	2,244	2,548	2,744	2,296	
	4	老人福祉センター	26,023	25,428	20,250	20,828	18,445	22,195	
	5	西老人集会所	1,445	1,502	1,157	1,229	1,488	1,364	
	6	東老人集会所	1,503	1,764	1,303	1,403	1,317	1,458	
	7	南老人集会所	3,880	4,752	3,602	3,452	2,899	3,717	
	8	西分老人集会所	3,951	3,375	3,020	3,531	2,543	3,284	
	9	上板町文化センター	-	6,190	5,898	5,997	6,190	6,069	H27利用者データなし
		町民文化系施設　小計	54,004	62,917	56,055	58,595	52,491	56,812	
社会教育施設	10	中央公民館	5,223	5,029	16,491	14,720	12,466	10,786	
		社会教育施設　小計	5,223	5,029	16,491	14,720	12,466	10,786	
スポーツ・レクリエーション系施設	11	わかばパークドーム	-	-	-	-	-	-	利用者数データなし
産業系施設	12	川東農機具倉庫	-	-	-	-	-	-	利用者数データなし
	13	大型共同作業所	-	-	-	-	-	-	利用者数データなし
	14	技の館	3,365	5,729	8,790	20,014	25,847	12,749	
		産業系施設　小計	3,365	5,729	8,790	20,014	25,847	12,749	
子育て支援施設	15	神宅学童保育施設	34	40	38	46	47	41	登録人数
	16	さくら保育所	166	143	161	177	191	168	0～3歳園児数
		子育て支援施設　小計	200	183	199	223	238	209	
行政系施設	17	役場庁舎	-	-	-	-	-	-	利用者数データなし
その他	18	学校給食センター	-	-	-	-	-	-	利用者数データなし
		総計	62,792	73,858	81,535	93,552	91,042	80,556	

図表 3.5　施設利用者数の推移

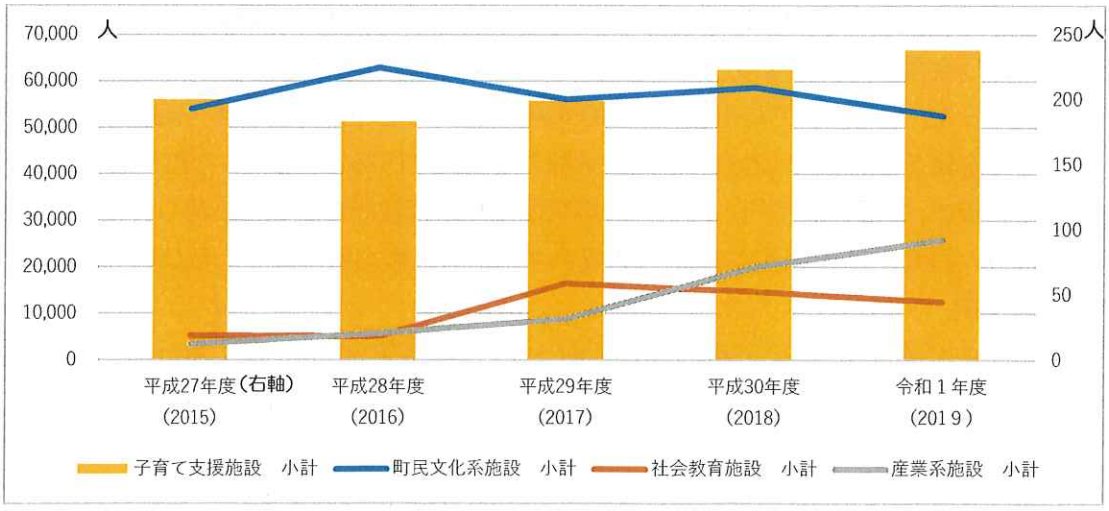

図表 3.6　施設利用者数の推移

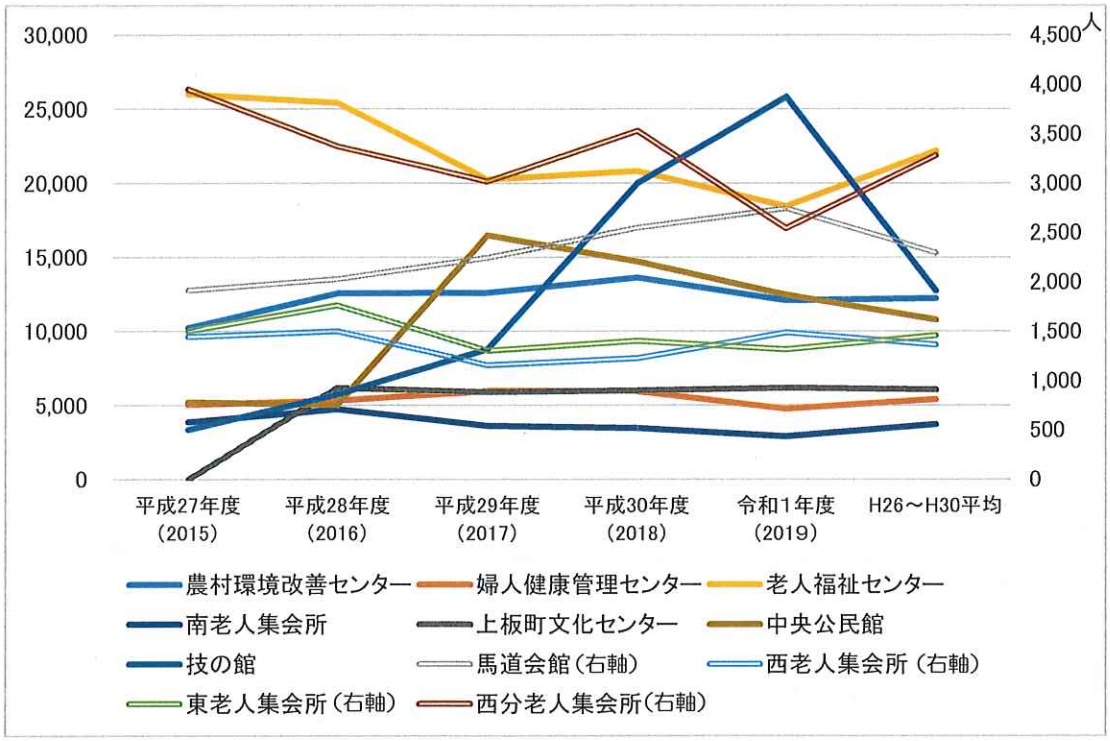

⑤施設の全体コスト

平成２７（２０１５）年度から令和１（２０１９）年度の施設関連経費（施設整備費、維持修繕費、光熱水費等）のうち、施設整備費については平成２９年度の町民文化系施設（上板町文化センター）の新築工事のみであり、その他年度には支出がありません。

図表 3.7　施設関連経費の推移

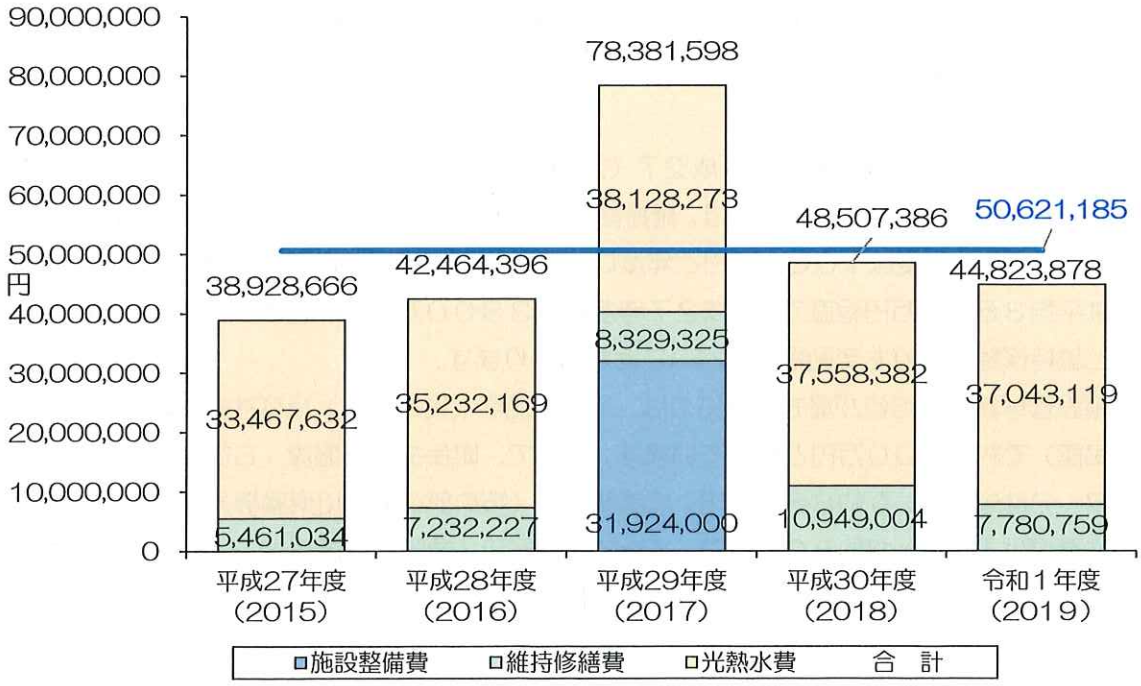

図表 3.8　施設関連経費の内訳（単位：円）

区分		平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和1年度（2019）	H27~R1平均
町民文化系施設	施設整備費	0	0	31,924,000	0	0	6,384,800
	施設管理費	8,368,398	9,752,006	8,977,971	8,978,732	7,940,352	8,803,492
	維持修繕費	969,388	2,340,843	1,437,263	1,920,855	1,147,890	1,563,248
	光熱水費	7,399,010	7,411,163	7,540,708	7,057,877	6,792,462	7,240,244
	合　計	8,368,398	9,752,006	40,901,971	8,978,732	7,940,352	15,188,292
区分		平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和1年度（2019）	H27~R1平均
産業系施設	施設整備費	0	0	0	0	0	0
	施設管理費	5,345,384	5,999,440	7,828,626	11,157,645	9,600,411	7,986,301
	維持修繕費	1,490,026	1,247,203	1,695,482	4,829,123	2,878,037	2,427,974
	光熱水費	3,855,358	4,752,237	6,133,144	6,328,522	6,722,374	5,558,327
	合　計	5,345,384	5,999,440	7,828,626	11,157,645	9,600,411	7,986,301
区分		平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和1年度（2019）	H27~R1平均
子育て支援施設	施設整備費	0	0	0	0	0	0
	施設管理費	5,873,111	6,429,742	7,955,575	7,480,085	6,417,122	6,831,127
	維持修繕費	715,657	1,060,560	2,331,720	1,722,192	997,634	1,365,553
	光熱水費	5,157,454	5,369,182	5,623,855	5,757,893	5,419,488	5,465,574
	合　計	5,873,111	6,429,742	7,955,575	7,480,085	6,417,122	6,831,127
区分		平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和1年度（2019）	H27~R1平均
行政系施設（役場庁舎）社会教育施設（中央公民館）	施設整備費	0	0	0	0	0	0
	施設管理費	10,906,275	10,323,615	11,083,414	9,757,833	9,593,548	10,332,937
	維持修繕費	2,042,790	2,311,901	2,509,000	1,603,331	1,346,654	1,962,735
	光熱水費	8,863,485	8,011,714	8,574,414	8,154,502	8,246,894	8,370,202
	合　計	10,906,275	10,323,615	11,083,414	9,757,833	9,593,548	10,332,937
区分		平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和1年度（2019）	H27~R1平均
その他	施設整備費	0	0	0	0	0	0
	施設管理費	8,435,498	9,959,593	10,612,012	11,133,091	11,272,445	10,282,528
	維持修繕費	243,173	271,720	355,860	873,503	1,410,544	630,960
	光熱水費	8,192,325	9,687,873	10,256,152	10,259,588	9,861,901	9,651,568
	合　計	8,435,498	9,959,593	10,612,012	11,133,091	11,272,445	10,282,528

※スポーツ・レクリエーション施設については、施設整備費の計上はなく、施設管理費が不明のため省いています。
※町民文化系施設のうち、老人福祉センターに係る経費は含まれていません。
※子育て支援施設のうち、神宅学童保育施設については施設管理費に係る経費が含まれていません。
※行政系施設（役場庁舎）と社会教育施設（中央公民館）は建物自体が一体のため合わせて計上しています。
※施設整備費：決算統計表示項目の「普通建設事業費」、維持修繕費：決算統計表示項目の「修繕費費」、光熱水費：決算統計表示項目の「需用費」（電気料金、ガス料金、水道料金、浄化槽維持管理業務委託費、集落排水施設使用料）

施設管理費は、直近５年間（平成２７（２０１５）年度～令和１（２０１９）年度）の平均では約４４００万円となっています。維持修繕費は平均７９０万円で平成２７年度は５００万円、平成３０年度は１０００万円と年度による変動が大きいことが分かります。光熱水費等は平均３６００万円程度で、平成２７年度は約３３００万円、平成２９年度は３８００万円と維持修繕費よりも変動幅は小さいことが分かります。

施設管理費の平均値が最も大きいのは、行政系施設（役場庁舎）及び社会教育施設（中央公民館）で約１０００万円となっています。次いで、町民文化系施設（８施設、老人福祉センター分は未計上）が約８８０万円、産業系施設（技の館のみ、川東農機具倉庫及び大型共同作業場は未計上）が約８００万円、子育て支援施設（神宅学童保育施設は維持修繕費が未計上）が約６８０万円となっています。その他（学校給食センター）は約１０００万円になっています。

町民文化系施設の維持修繕費は平均１５０万円ですが、平成２７年度約９７万円、平成２８年度約２３４万円と変動があります。光熱水費は平均約７２０万円ですが、利用者数の減少に伴い、光熱水費も減少傾向にあります。

産業系施設の維持修繕費は平均約２４０万円ですが、平成３０年度約４８０万円、平成２８年度約１２５万円と変動があります。光熱水費は平均約５５０万円ですが、平成２７年度以降、利用者数の増加に伴い、光熱水費も増加傾向にあります。

子育て支援施設の維持修繕費は、平均約１３０万円ですが、最も低かったのは平成２７年度の約７０万円で、最も高かったのは平成２９年度の約２３０万円であり、年度により変動があります。光熱水費は平均約５４０万円で、利用者数等は増加傾向にありますが、光熱水費は変動も小さく一定の範囲内となっています。

行政系施設（役場庁舎）及び社会教育施設（中央公民館）の維持修繕費は、平均約１９０万円で、令和１年度の約１３０万円が最も低く、最も高かったのは平成２９年度の約２５０万円であり、年度毎に変動がみられます。光熱水費は平均約８３０万円ですが、年度毎の変動はあまりありません。

その他（学校給食センター）の維持修繕費は、平均約６０万円ですが、令和１年度が１４０万円であるのに対して、平成２７年度には約２４万円と年度毎の変動が大きくあります。光熱水費は平均９６０万円で、平成２７年度は８２０万円、平成２８年度から令和１年度にかけては平均１０００万円となっています。

⑥今後の維持・更新コスト（従来型）

公共施設 18 棟について、令和３年度（2021 年度）から令和 41 年度（2059 年度）までの３９年間に必要な維持・更新費用を算出したところ、約９０億円となります。なお、年平均では約2．3億円となり、直近５年間（平成２７年度～令和１年度）の施設関連経費の平均値（0．５１億円）の4．４倍になります。

図表 3.9　従来型の維持・更新コストの計算条件

改築 同規模建替え	・築後 60 年で同規模建替え、改築工事期間は２年 なお、改築時期を既に経過している場合は 10 年間で実施 ・改築単価：400，000 円/㎡ ～ 330，000 円/㎡ 注：改築単価は、『地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書』（平成 23 年３月）における更新（建替え）単価を参照
大規模改造	・30 年周期、工事期間は１年 ・大規模改造単価：250，000 円/㎡ ～ 170，000 円/㎡ 注：改築単価の 60%（付属プログラム仕様による固定値）
施設関連経費	・0．５１億円/年（施設整備費、維持補修費、光熱水費・委託費） 注：直近５年間（H27～R１年度）の平均値を使用

図表 3.1０　維持・更新コスト（従来型）

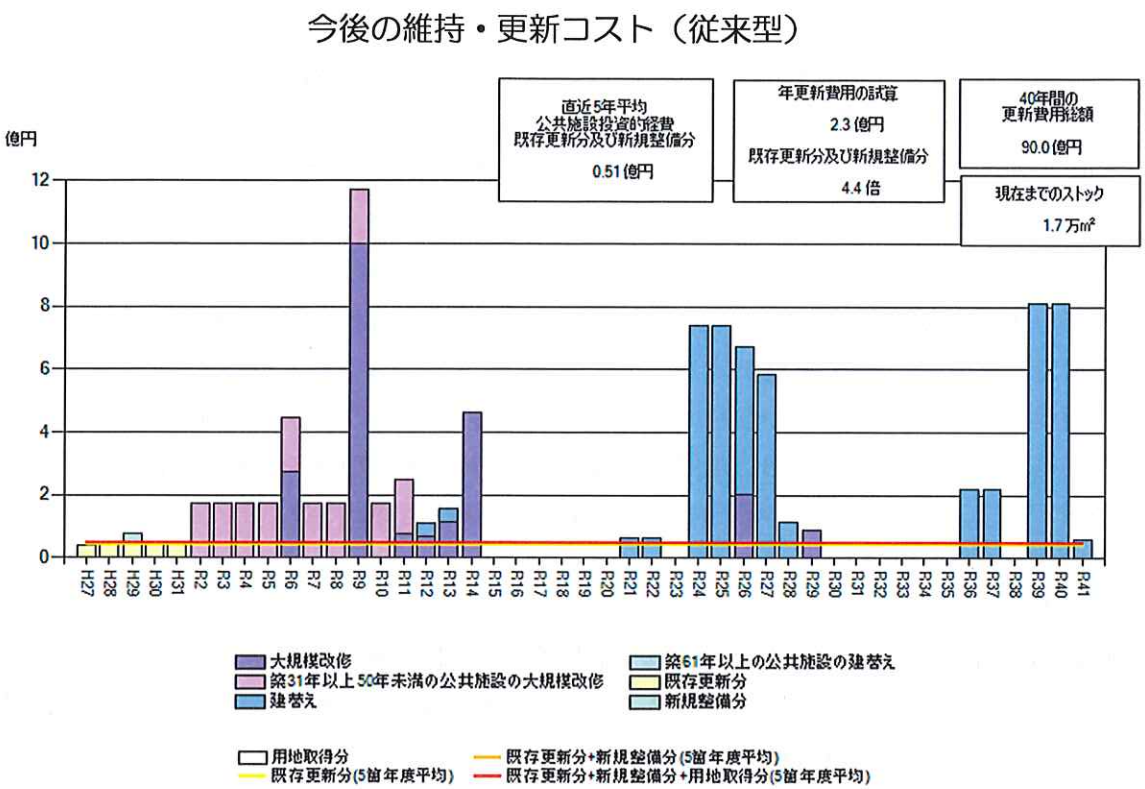

「一般社団法人地域総合整備財団 ＜ふるさと財団＞」 によるプログラムであり、公共施設等更新費用試算ソフト（ver2.1 版）を使用しています。

（2）運営状況・活用状況等の実態を踏まえた課題

計画対象棟の４４％が築３０年以上を経過、７２％が築２０年以上経過していることから、約１０年後の令和１３年頃より、建替えに伴う更新コストに多額の費用が発生することが予想されます。

将来の町民数や利用者数の予測を踏まえ、本町の施設整備方針や財政状況、地域の実情等を考慮した上で、各施設が更新を迎える時期の町民数や利用者数のみならず躯体耐用年数間の変動を勘案し、増改築、用途変更、統廃合などに柔軟に対応していくことが求められます。

各施設の基本的な機能・性能や安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していく必要があります。

そのため、様々な規模・内容の工事がある中で、大規模改修と部分改修を勘案し計画的に実施していく必要があります。

建物構造により異なりますが、躯体耐用年数（財産処分年数：鉄筋コンクリート造であれば 60 年）の間、施設として活用することを基準に考え、築 30 年前後に大規模改修工事を検討・計画して実施します。また躯体耐用年数が残存 10 年未満のものより建替え・更新等を検討します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。また、水道光熱費が割高の施設については、運用

や設備における省エネ策を検討します。各施設に共通する業務委託における仕様の標準化や委託の包括化などの方法を検討し、コストダウンを図ります。

3-2　公共施設の老朽化状況の実態

（1）点検方法等

劣化部位の修繕コストや改修等の優先順位付けを今後の維持・更新コストの算出に反映させるため、調査対象建物ごとに躯体以外の劣化状況を把握することにしています。このため、今回、調査対象建物について、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書 平成29年3月 文部科学省」（以下、「解説書」という。）を参照に、解説書に定める「老朽化状況の把握」を基準に「躯体以外の劣化状況の把握」に従い調査しました。

図表 3.1 1　劣化状況調査票

劣化状況調査票

通し番号					
施設名				調査日	
建物名				記入者	
棟番号			建築年度	年度(　　年度)	
構造種別		延床面積	㎡	階数	地上　階　地下　階

部位	仕様 (該当する項目にチェック)	工事履歴(部位の更新) 年度	工事履歴(部位の更新) 工事内容	劣化状況 (複数回答可)	箇所数	特記事項	評価
1 屋根 屋上	□ アスファルト保護防水 □ アスファルト露出防水 □ シート防水、塗膜防水 □ 勾配屋根(長尺金属板、折板) □ 勾配屋根(スレート、瓦類) □ その他の屋根　(　　)			□ 降雨時に雨漏りがある □ 天井等に雨漏り痕がある □ 防水層に膨れ・破れ等がある □ 屋根葺材に錆・損傷がある □ 笠木・立上り等に損傷がある □ 樋やﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝを目視点検できない □ その他点検等で指摘がある	※2 ※2 ※3 		
2 外壁	□ 塗仕上げ ※1 □ タイル張り、石張り □ 金属系パネル □ コンクリート系パネル(ALC等) □ その他の外壁　(　　) □ シーリング材 □ アルミ製サッシ □ 鋼製サッシ □ 断熱サッシ、省エネガラス			□ 鉄筋が見えているところがある □ 外壁から漏水がある □ 塗装の剥がれ □ タイルや石が剥がれている □ 大きな亀裂がある □ 界面剥離、弾力低下がある □ 窓・ドアの廻りで漏水がある □ 窓・ドアに錆・腐食・変形がある □ 外部手すり等の錆・腐朽 □ その他点検等で指摘がある	※2 ※2 		
3 内部仕上	□ 天井 □ 壁 □ 床			□ 剥がれ、亀裂がある □ 懸垂物・付属物等 □ その他点検等で指摘がある			

部位	修繕・点検項目	改修・点検年度	特記事項(改修内容及び点検等による指摘事項)	評価
4 電気設備	□ 分電盤改修			
	□ 配線等の敷設工事			
	□ 昇降設備保守点検			
	□ その他、電気設備改修工事			
5 機械設備	□ 給水配管改修			
	□ 排水配管改修			
	□ 消防設備の点検			
	□ その他、機械設備改修工事			

発注者から修繕履歴の資料を貸与し、その結果から記載する。

特記事項(改修工事内容や12条点検、消防点検など、各種点検等による指摘事項が有れば、該当部位と指摘内容を記載)

上記、「その他点検等で指摘がある」において、チェックを入れた場合には、それらの事象について、特記事項で記述する。
また、基本的には電気設備、機械設備は調査の対象外であるが、内部仕上げの確認時等において、電気設備、機械設備の以上が確認された場合には、以上内容を特記事項で記述する。

健全度
0 ／100点

・上記、※1の「塗仕上げ」には、吹付け、ローラー、コテ塗りなどとする。

・上記、※2の箇所については、数字で箇所数を記載する。それ以外は、「部分」、「多数」などの表記とする。

・評価は、A～Dの最も悪い評価を記載する。

例:屋上・屋根における「防水層に膨れ・破れ等がある」の評価がBでも、「天井等に雨漏り痕がある」の評価がDであれば、屋上・屋根の　評価はDとする。

・上記、※3において、異常があった場合には、評価の対象とはしないが、上欄の「特記事項」において、コメントを記載する。
例:ルーフドレインが破損している。縦樋が外れているなど。

なお、本計画の対象は特殊建築物に該当する施設もあるため、建築基準法第 12 条相当の点検を実施しました。

解説書に示された「劣化状況調査票」を用いて、建物の「屋根・屋上」「外壁」「内部仕上げ」について目視調査を行い、「A～D」の 4 段階で評価します。

「電気設備」「機械設備」は部位の全面的な改修年度からの経年数を基本に「A～D」の 4 段階で評価します。なお、設備の全面的な改修年度が不明、又は、未改修の場合は、建築年度からの経年数で評価することにします。

（2）構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価

① 目視による評価基準（屋根・屋上、外壁、内部仕上げ）

建物の「屋根・屋上」「外壁」「内部仕上げ」については、次のとおり、「A～D」の 4 段階で評価します。

図表 3.12　屋根・屋上、外壁、内部仕上げにおける評価（目視による）

評価	基準	
A	おおむね良好	良好
B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）	
C	広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）	
D	早急に対応する必要がある	劣化

資料：「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（平成 29 年 3 月 文部科学省）

② 設備における評価基準（経過年数）

「電気設備」「機械設備」については、点検（目視）による判断が困難であることから、経過年数を基に評価します。なお、修繕、改修等の年次が不明の場合は、建築年からの経過年数としています。（中間報告では建築年度からの経過年数で評価）

図表 3.13　電気設備、機械設備における評価（経過年数による）

評価	基準	
A	経過年数が 20 年未満	良好
B	経過年数が 20 年以上 40 年未満	
C	経過年数が 40 年以上	
D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合	劣化

資料：「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（平成 29 年 3 月 文部科学省）

③ 健全度の算定

健全度とは、各建物の５つの部位「屋根・屋上」「外壁」「内部仕上げ」「電気設備」「機械設備」について劣化状況を４段階で評価し、100 点満点で数値化した評価指標です。

「部位の評価点」と「部位のコスト配分」を下表のように定め、「健全度」を 100 点満点で算定します。

なお、「部位のコスト配分」は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の７％分を、屋根・屋上、外壁に案分して設定しています（コスト配分の説明は解説書による）。

図表 3.14　部位の評価点

評価	評価点
A	100点
B	75点
C	40点
D	10点

図表 3.15　部位のコスト配分係数

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
合計値	60.0

図表 3.16　健全度の算定

部位	評価		評価点 ※A～Dに応じて		コスト配分		点数 （評価点×配分）
屋根・屋上	A～D	→	100、75、40、10	×	5.1	=	
外壁	A～D	→	100、75、40、10	×	17.2	=	
内部仕上げ	A～D	→	100、75、40、10	×	22.4	=	
電気設備	A～D	→	100、75、40、10	×	8.0	=	
機械設備	A～D	→	100、75、40、10	×	7.3	=	
				計	60 （②）		合計点 （①）

健全度	=	合計点 （①）	÷	60 （②）

図表 3.17　健全度の計算例

部位	評価	評価点		コスト配分	点数
1 屋根・屋上	C	40点	×	5.1	204点
2 外壁	D	10点	×	17.2	172点
3 内部仕上げ	B	75点	×	22.4	1680点
4 電気設備	A	100点	×	8.0	800点
5 機械設備	C	40点	×	7.3	292点
計					3148点
健全度　※Σ（部位の評価点×部位のコスト配分）÷60					52点

※100 点満点にするためにコスト配分の合計値（60 点）で割っている。

健全度は数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

④ 評価結果

調査対象建物について部位別の劣化状況評価と健全度点数は次のとおりです。健全度が７０点を下回る対象施設は、点数が低い順にさくら保育園、老人福祉センター、技の館、農村環境改善センターになります。

図表 3.18　建物情報と劣化状況評価一覧

建物情報一覧表　：築50年以上　：築30年以上　A：概ね良好　B：部分的に劣化　C：広範囲に劣化　D：早急に対応する必要がある

建物基本情報						劣化状況評価						備考
施設名	構造	延床面積（㎡）	建築年度 西暦	築年数	耐震基準	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度（100点満点）	
農村環境改善センター	RC	1,510.00	1984	36	新	A	B	C	B	B	64	
婦人健康管理センター	RC	835.75	1984	36	新	A	A	B	B	B	84	
馬道会館	RC	313.00	1979	41	旧	A	A	B	C	C	75	平成２６年改築
老人福祉センター	RC	1,097.80	1994	26	新	C	B	D	B	B	48	
西老人集会所	S	306.92	1999	21	新	A	A	B	B	B	84	
東老人集会所	S	277.93	2000	20	新	B	A	B	B	B	82	
南老人集会所	S	459.20	2001	19	新	A	B	B	B	B	77	
西分老人集会所	S	396.30	2002	18	新	A	A	B	A	A	91	
上板町文化センター	W	355.25	2017	3	新	A	A	A	A	A	100	
中央公民館	RC	1,184.40	1982	38	新	B	B	B	B	B	75	
わかばパークドーム	S	607.53	1997	23	新	C	A	A	B	B	89	
川東農機具倉庫	S	241.00	1985	35	新	B	B	A	B	B	84	
大型共同作業場	S	338.00	1985	35	新	B	B	A	B	B	84	
技の館	S	3,508.00	1997	23	新	B	B	D	B	B	51	
神宅学童保育施設	W	251.93	1970	50	旧	A	A	B	A	A	91	平成27年度改築
さくら保育所	RC	2,137.04	2002	18	新	D	C	D	A	A	42	
役場庁舎	RC	2,511.76	1982	38	新	B	B	B	B	B	75	
学校給食センター	S	1,021.39	2014	6	新	A	B	A	A	A	93	

3-3　長寿命化対象施設の考え方

長寿命化に対する予防保全を実施した場合でも、鉄筋コンクリートの劣化の程度によっては、費用を投じて長寿命化を実施しても費用対効果が小さいと考えられます。

このため、一般的には、コンクリートの強度が不足している建築物、基礎における鉄筋の腐食が見られる建築物、地すべりやがけ崩れ等の立地安全性の欠如などが考えられる建築物などは、長寿命化に不適と考えられます。

また、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（平成 27 年４月）によると、長寿命化計画の策定に当たっては、「コンクリートの中性化深さ試験」と「コンクリート強度の調査」の結果を参考とすることが有効とされています。

【長寿命化に適さない施設】（「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（平成 27 年４月））

- 鉄筋コンクリート劣化が激しく、改修に多額の費用がかかるため、改築した方が経済的に望ましい施設
- コンクリート強度が著しく低い施設（おおむね 13.5N/m ㎟以下）
- 基礎の多くの部分で鉄筋が腐食している施設
- 校地環境の安全性が欠如している施設
- 建物の配置に問題があり、改修によっては適切な教育環境を確保できない施設
- 学校の適正配置など地域の実情により改築せざるを得ない施設

本計画では、コンクリートの圧縮強度がおおむね 13.5N/m ㎟未満の建築物は、長寿命化に不適と考え、以下の長寿命化判定フローに基づき、長寿命化の実施を検討する建築物は１８棟となります。

なお、工事実施段階においては、建築物の構造別に現地目視調査や材料試験等を実施し、それらの結果から総合的に判断して、長寿命化に向けた対策を実施します。

図表 3.19　長寿命化対象施設選定フロー

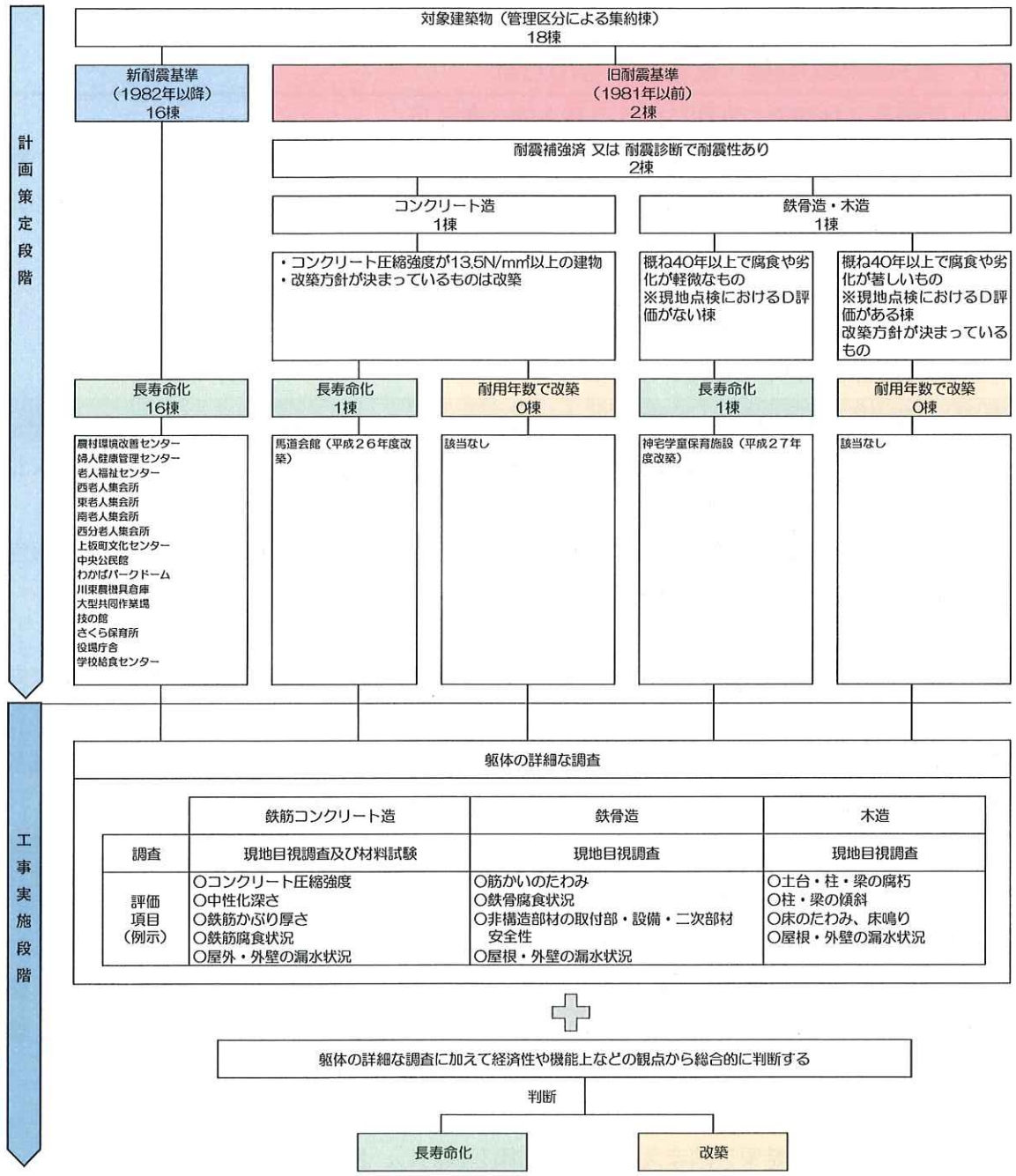

第４章 公共施設整備の基本的な方針等

4-1　公共施設の規模・配置計画等の方針

（１）建築系公共施設の管理に関する基本的な考え方

「上板町公共施設等総合管理計画（平成 29 年３月）」では、今後の人口動向や厳しい財政見通しを踏まえて、公共施設等の更新費用の抑制と平準化に努めながら、町民の福祉の維持・向上を図り、公共施設の適正な管理に向け、以下のとおり施方針を示しています。

■ 管理の実施方針（公共施設等総合管理計画から）

（１）維持管理コストの縮減、平準化

①適切な点検・診断等による問題箇所の早期発見

施設の劣化が大きくなる前に予防保全型の維持管理を実施し、長期的な維持管理コストを縮減していくため、点検・診断等を実施します。

また、問題箇所の早期発見につながるよう、管理実施職員以外の職員や利用者から報告されるよう情報共有を図っていきます。

【公共建築物】

効率的に点検・診断等を実施していくため、今年度整備の固定資産台帳システム上で施設の情報を共有できるようにします。

用途廃止予定の施設については事後保全型の維持管理とし、その他の施設については予防保全型の維持管理を原則として、適切な点検・診断を実施します。

②長寿命化等によるトータルコストの縮減

これまでの対処療法的な事後保全型の維持管理から、施設の劣化が進行する前に計画的に行う予防保全型の維持管理に転換し、施設の長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストを縮減します。長寿命化にあたっては、施設の重要性や点検・診断等を踏まえて、優先順位や維持管理方策を検討するなど、効率性や実施効果が最大となるよう努めます。また、管理コスト縮減につながる工法や取組を積極的に導入します。

【公共建築物】

点検・診断等の結果を踏まえ維持管理方策を検討し、長寿命化を実施します。

町営住宅については、町営住宅再生５箇年計画に基づき、定期点検や修繕、また老朽化した町営住宅の解体・縮小に取り組むこととします。

③遊休・余剰資産の売却等

遊休・余剰資産については、売却や貸出についても検討し、管理コストの削減と新たな財源の捻出に努めます。

④年度間の管理コストの平準化

点検・診断等の結果や建替時期、予算等を踏まえた上で、年度間の管理コストの平準化について検討します。

（2）適切な施設規模への見直し

【公共建築物】

財源不足を解消するため、施設の統合、廃止、規模の縮小、機能の複合化を基本とし、新たな施設整備は真に必要な施設のみとします。

また、地域で利用される集会所等については、地域間の均衡などに配慮した適切な規模への見直しを検討します。

施設の統廃合等の検討にあたっては、検討に必要となる施設の利用状況や維持管理状況等を整理し、これらの情報を用いて適正な規模への見直しや合理化について検討を行います。

（3）財源の確保

①基金の積立

将来にわたって安定的に公共施設等を更新できるよう、上板町公共施設整備基金条例等に基づき、町の公共施設等の整備に要する経費の財源確保に努めます。

②国・県の補助制度の活用

公共施設等の管理において、国・県の補助制度等をできるだけ活用し、本町の財政負担を軽減します。

③施設利用料の適正化

管理費の財源を確保していくため、施設の使用料の適正化について検討します。

（4）管理に対する情報、体制の構築

施設の点検・診断等の結果、維持管理、更新等の履歴を固定資産台帳システム上で管理し、維持管理方策や、更新の際の設計仕様の見直し等に活用します。

また、公共施設等の管理を総合的に実施していくための庁内横断的な体制を整備します。

職員自らが維持管理に関する問題意識を持ち、改善できるようにしていくため、維持管理に関する講習会等へ積極的に参加します。

施設の更新や改修などの整備方法として、「事後保全」と「予防保全」の２つが挙げられており、従来の施設整備は「事後保全」が適用されています。

「事後保全」は建物に劣化や破損など不具合が発生してから保全を行う整備方法で、一時的な費用は抑えられますが、結果として長期間における機能の維持や使用が困難となり、結果として多額の費用を要する場合があります。

これに対して「予防保全」では、施設に不具合が生じる前にメンテナンスを施し、突発的な事故を少なくすることができ、それに伴う多額の費用の発生を抑えることが期待できます。また、計画的な修繕を行うことで、従来の事後保全での整備と比較して施設を長く使用することができるため、「公共施設等の長寿命化」を図る上で「予防保全」の考え方が重要になります。

（2）公共施設の管理に関する基本方針

公共施設に関する基本的な管理方針を次のとおり定めます。

■公共施設の管理に関する基本方針

1．安全・安心に利用できるよう「適切な維持管理」を推進
2．「ライフサイクルコスト（LCC）」を考慮した施設の長寿命化
3．ニーズに柔軟に対応した「施設の機能移転、統合、複合化」を検討
4．原則として、新規整備は「総量規制の範囲内」で実施
5．効率的な施設管理を推進するため「施設マネジメントの一元化」
6．「指定管理者やPFI等のPPP手法」の活用
7．利用者減に伴う減築、当初用途以外にも転用可能な改築を基本に更新を検討

4-2　改修等の基本的な方針

（1）耐用年数の考え方

従来の建物の耐用年数として、文部科学省の「学校施設の老朽化対策について（平成25年3月）」によると、公共施設の改築までの平均年数は、鉄筋コンクリート造りの場合、概ね42年となっています。

長寿命化計画を検討するにあたって、耐用年数の考え方について整理すると、法定耐用年数、物理的耐用年数、機能的耐用年数、経済的耐用年数などがあり、それらの特性は以下のとおりです。

① 法定耐用年数

税務上の減価償却率を求める場合の基となる耐用年数で、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）により定められている年数です。なお、法定耐用年数は、省令制定当時に建物を構成する主要な部位（構造躯体、外装、床等）ごとの耐用年数を総合的に勘案して算出されたといわれており、構造躯体の劣化によって建物が使用できなくなる寿命ではないとされています。

② 物理的耐用年数

材料・部品・設備が劣化して建物の性能が低下することによって決定される年数です。

③ 機能的耐用年数

建築物が時代の変遷とともに期待される機能を果たせなくなってしまうことで決定される年数です。しかしながら技術的には、機能を向上させることは可能なため、その費用がどの程度かかるかによって、機能的耐用年数に大きく影響します。

④ 経済的耐用年数

建築物を存続させるために必用となる費用が建築物を存続させることによって得られる価値を上回ってしまうことで決定される年数です。

ただし、実際には公共施設の多くは、建築物を存続させることによって得られる価値の算定が難しい面があります。

（2）目標耐用年数の設定

本計画における耐用年数は、物理的耐用年数を採用することとし、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）を参照し、構造別に以下のように設定します。

図表 4.1　建築物の構造別の目標耐用年数

構　造		耐用年数	目標耐用年数
鉄筋コンクリート造（RC造） 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）		60年	80年
鉄骨造	重量（S造）	60年	80年
	軽量（LS造）	40年	50年
ブロック造、レンガ造		60年	80年
木造（W造）		60年	80年

図表 4.2　建築物全体の望ましい目標耐用年数の級

構造種別 ＼ 用途	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造・レンガ造	木造
	高品質の場合	普通品質の場合	重量鉄骨		軽量鉄骨		
			高品質の場合	普通品質の場合			
学校 官庁	Yo 100以上	Yo 60以上	Yo 100以上	Yo 60以上	Yo 40以上	Yo 60以上	Yo 60以上
住宅 事務所 病院	Yo 100以上	Yo 60以上	Yo 100以上	Yo 60以上	Yo 40以上	Yo 60以上	Yo 40以上
店舗旅館・ ホテル	Yo 100以上	Yo 60以上	Yo 100以上	Yo 60以上	Yo 40以上	Yo 60以上	Yo 40以上
工場	Yo 40以上	Yo 25以上	Yo 40以上	Yo 25以上	Yo 25以上	Yo 25以上	Yo 25以上

資料：「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）

図表 4.3　目標耐用年数の級の区分

級＼目標耐用年数	代表値	範囲	下限値
Yo 150	150年	120～200年	120年
Yo 100	100年	80～120年	80年
Yo 60	60年	50～80年	50年
Yo 40	40年	30～50年	30年
Yo 25	25年	20～30年	20年
Yo 15	15年	12～20年	12年
Yo 10	10年	8～12年	8年
Yo 6	6年	5～8年	5年
Yo 3	3年	2～5年	2年

資料：「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）

（3）改修期間の設定

目標耐用年数まで、安全で快適に施設を使用するためには、施設の劣化状況等を考慮しながら計画的な予防保全を実施する必要があります。

なお、それらの更新周期は、部位・設備等によって異なりますが、屋根、外壁についてはおおむね 40 年、設備についてはおおむね 30 年程度となっています。

また、屋根、外壁における塗料の塗替えや上塗り再塗装等の修繕周期はおおむね 10～20 年となっています。

これらを踏まえて、大規模改修の周期を 20 年とし、長寿命化改修の周期を 35 年とします。

図表 4.4　部位ごとの主な修繕工事と更新周期の目安

部位・設備等	主な修繕工事	同時に措置した方が良い部位・設備等の例	更新周期の目安（年）
屋根	防水改修	排水溝（ルーフドレン）、笠木、屋上手すり、設備架台、断熱材	露出防水（露出防水、シート防水、塗膜防水等）：25～40年 葺き屋根（スレート、折板等）：40
外壁	仕上げ改修（塗装、吹付、タイル張替え等）	シーリング、外部建具、笠木、樋、断熱材	壁（タイル、塗材塗り、塗装、スレート等）：20～50年
	クラック補修、浮き補修	シーリング、外部建具、笠木	－
	建具改修（サッシ、カーテンウォール等）	シーリング	建具（アルミ）：40年
電気設備	受変電設備改修	分電盤、変圧機、コンデンサ、幹線	高圧受配電盤：25～30年 高圧変圧器盤：25～30年
空調設備	冷暖房設備（ファンコイル、空調機）改修	ポンプ、冷却塔、配管等、屋上防水	空気調和機：20～30年
	熱源改修	配管等	空調配管類：30年
給排水衛生設備	給排水設備改修	ポンプ、受水槽配管、（冷温水管）等	給水給湯配管類：25～30年 排水配管類：30～40年

資料：「公共建築の部位・設備の特性等を踏まえた中長期修繕計画策定及び運用のためのマニュアル（平成 17 年 6 月）」

・更新周期の目安については、「平成 31 年版建築物のライフサイクルコスト」を基に、関連する部位等から予防保全のものを選定した。

図表 4.5　改築中心から長寿命化への転換イメージ

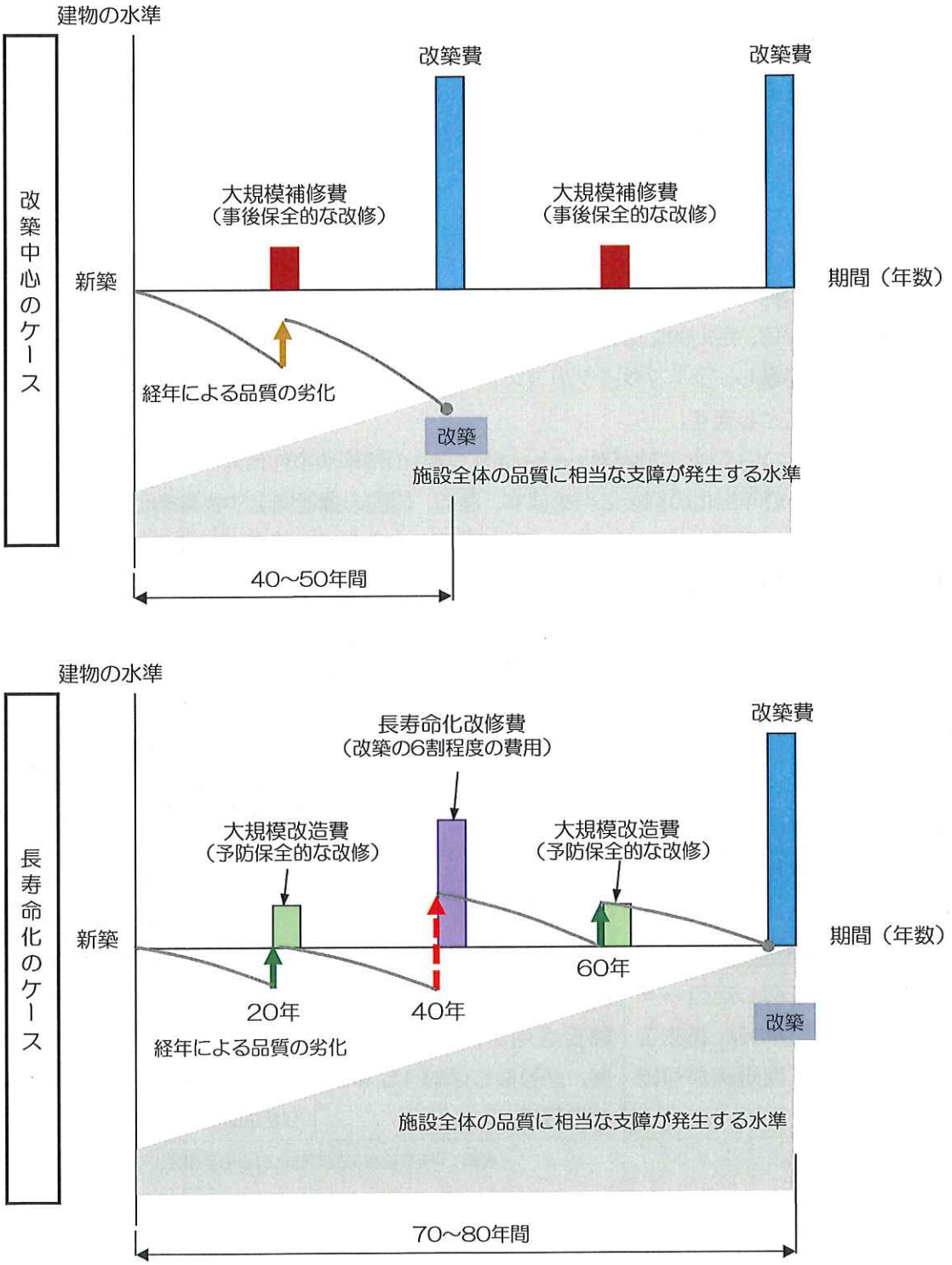

第５章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

5-1　改修等の整備水準

施設を快適で安全に、また、長く利用するためには、様々な改修が必要となることから、施設を長く利用するための長寿命化に向けた改修と施設の機能や性能の向上を図るための改修を行います。

（1）長寿命化に資する改修

屋根や外壁の劣化、損傷は、構造躯体に影響を及ぼし、建築物全体の寿命を縮めることにつながることから、定期的に修繕や更新を行うこととします。この場合、対策に要する費用と更新周期を考慮し、ライフサイクルコストの観点から耐久性に優れた安価な材料、工法等を選択することとします。

また、躯体については、コンクリートのひび割れの補修や中性化対策、鉄筋の腐食対策を実施するなど、経年劣化の回復に努めます。なお、施設の機能向上や長寿命化に向けた大規模な改修を実施する際には、コンクリートの強度、中性化深さ等を把握するため、コア抜き調査の実施について検討することとします。

図表 5.1　屋根・外壁改修の事例

屋上防水改修例	金属屋根改修例	中性化抑制対策
既存防水層を残したシート防水かぶせ工法の例。撤去工法に比べて工期短縮が可能となる。	耐久性の高いガルバリウム鋼板を用いた金属屋根の例。塗り直しは約 15 年ごとに行う。	躯体に中性化抑制材を塗布することで中性化したコンクリートの改質強化、クラックの抑制効果が得られる。

資料：「学校施設の長寿命化改修の手引き」（平成 26 年 1 月）

（2）機能や性能の向上に資する改修

経済・社会情勢の変革や技術の発達により、施設に求められる「要求性能」については、年々高まる傾向にあります。それに伴い、品質が低下していなくても、相対的に性能が低く評価されることとなり、機能の陳腐化が発生することとなります。このため、建築物を長期にわたって使用し続ける間には、社会的なニーズ等に合わせて、性能の向上が必要となります。

図表 5.2　性能向上の事例

太陽光発電設備	LED 照明の設置	多目的トイレ
太陽光発電設備と蓄電池の組み合わせで、停電時や異常時における対応が可能	LED 照明の設置により、省エネルギーで明るい室内空間の提供	車イス利用者も使用可能な多目的トイレ

資料：「自然の恵みを活用したエコスクール（平成 23 年 8 月）」、
「エコスクール環境を考慮した学校施設の整備推進（平成 29 年 6 月）」、
「学校施設の長寿命化改修の手引き（平成 26 年 1 月）」

5-2　維持管理の項目・手法等

利用者等が安全で安心な施設利用を行うためには、公共施設管理者（以下、「管理者」という。）と公共施設設置者（以下、「設置者」という。）において、公共施設等内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、危険の除去等の改善措置を講じる必要があります。

ここで、設置者は、点検の目的や主体、時期、項目、方法等を定めた点検方針を策定し、管理者は、主に目視による錆やひび割れなどの異常を発見し、その進行状況を確認します。

また、設置者または管理者は、専門業者に依頼し、消防用設備の点検等を実施します。

第６章 長寿命化の実施計画

6-1　改修等の優先順位付けと実施計画

（１）総合劣化度判定

施設点検結果の結果から健全度を算出しましたが、経年変化に伴う施設の老朽化の進行も生じていることを考慮し、総合劣化度を次式により算出します。

総合劣化度 ＝ （100 － 健全度） ＋ 築後年数

図表 6.1　総合劣化度

分　類	施 設 名	代表構造	代表階数	一体棟の床面積（㎡）	代表築年度（最も古いもの）	代表築年度による経年数（年）	①健全度（点）	②劣化度（100-健全度）	③総合劣化度（劣化度+築年数）	③総合劣化度が高い順
町民文化系施設	農村環境改善センター	RC	2	1,510.00	1984	36	64.1	35.9	71.9	4
	婦人健康管理センター	RC	2	835.75	1984	36	84.3	15.7	51.7	9
	馬道会館	RC	2	313.00	1979	41	75.4	24.6	65.6	5
	老人福祉センター	RC	1	1,097.80	1994	26	47.8	52.2	78.2	1
	西老人集会所	S	1	306.92	1999	21	84.3	15.7	36.7	14
	東老人集会所	S	1	277.93	2000	20	82.2	17.8	37.8	13
	南老人集会所	S	1	459.20	2001	19	77.1	22.9	41.9	12
	西分老人集会所	S	1	396.30	2002	18	90.7	9.3	27.3	16
	上板町文化センター	W	1	355.25	2017	3	100.0	0.0	3.0	18
社会教育施設	中央公民館	RC	3	1,184.40	1982	38	75.0	25.0	63.0	6
スポーツ・レクリエーション系施設	わかばパークドーム	S	1	607.53	1997	23	88.5	11.5	34.5	15
産業系施設	川東農機具倉庫	S	1	241.00	1985	35	84.3	15.7	50.7	10
	大型共同作業場	S	2	338.00	1985	35	84.3	15.7	50.7	10
	技の館	S	2	3,508.00	1997	23	50.7	49.3	72.3	3
子育て支援施設	神宅学童保育施設	W	1	251.93	1970	50	90.7	9.3	59.3	8
	さくら保育所	RC	1	2,137.04	2002	18	41.6	58.5	76.5	2
行政系施設	役場庁舎	RC	3	2,511.76	1982	38	75.0	25.0	63.0	6
その他	学校給食センター	S	1	1,021.39	2014	6	92.8	7.2	13.2	17
	全体	18 棟		17,353.20	㎡		77.2	22.9	49.9	-

（2）施設の優先順位付け

総合劣化度が大きい順に並べ替えた結果は次のとおりです。なお、これらは建物毎の総合劣化度による順位であることから、今後の町民数の推移や施設規模、施設整備に要する予算等を考慮して整備優先順位を検討・決定していくこととします。

図表 6.2　整備優先順位

分　類	施 設 名	代表構造	代表階数	一体棟の床面積（㎡）	代表築年度（最も古いもの）	代表築年度による経年数（年）	①健全度（点）	②劣化度（100-健全度）	③総合劣化度（劣化度+築年数）	③総合劣化度が高い順
町民文化系施設	老人福祉センター	RC	1	1,097.80	1994	26	47.8	52.2	78.2	1
子育て支援施設	さくら保育所	RC	1	2,137.04	2002	18	41.6	58.5	76.5	2
産業系施設	技の館	S	2	3,508.00	1997	23	50.7	49.3	72.3	3
町民文化系施設	農村環境改善センター	RC	2	1,510.00	1984	36	64.1	35.9	71.9	4
町民文化系施設	鵜道会館	RC	2	313.00	1979	41	75.4	24.6	65.6	5
社会教育施設	中央公民館	RC	3	1,184.40	1982	38	75.0	25.0	63.0	6
行政系施設	役場庁舎	RC	3	2,511.76	1982	38	75.0	25.0	63.0	6
子育て支援施設	神宅学童保育施設	W	1	251.93	1970	50	90.7	9.3	59.3	8
町民文化系施設	婦人健康管理センター	RC	2	835.75	1984	36	84.3	15.7	51.7	9
産業系施設	川東農機具倉庫	S	1	241.00	1985	35	84.3	15.7	50.7	10
産業系施設	大型共同作業場	S	2	338.00	1985	35	84.3	15.7	50.7	10
町民文化系施設	南老人集会所	S	1	459.20	2001	19	77.1	22.9	41.9	12
町民文化系施設	東老人集会所	S	1	277.93	2000	20	82.2	17.8	37.8	13
町民文化系施設	西老人集会所	S	1	306.92	1999	21	84.3	15.7	36.7	14
スポーツ・レクリエーション系施設	わかばパークドーム	S	1	607.53	1997	23	88.5	11.5	34.5	15
町民文化系施設	西分老人集会所	S	1	396.30	2002	18	90.7	9.3	27.3	16
その他	学校給食センター	S	1	1,021.39	2014	6	92.8	7.2	13.2	17
町民文化系施設	上板町文化センター	W	1	355.25	2017	3	100	0	3	18

6-2 長寿命化の実施計画

計画期間の令和３（2021）年度から令和 11（2029）年度の９年間を含めた今後 39 年間の計画を示します。

なお、今後の町民数の推移や公共施設等の老朽化、並びに南海トラフ地震対策などから、住民避難対策等も考慮に入れた公共施設整備については、継続して検討、見直します。

図表 6.3　整備スケジュール

（第１・２期計画 19 年間）

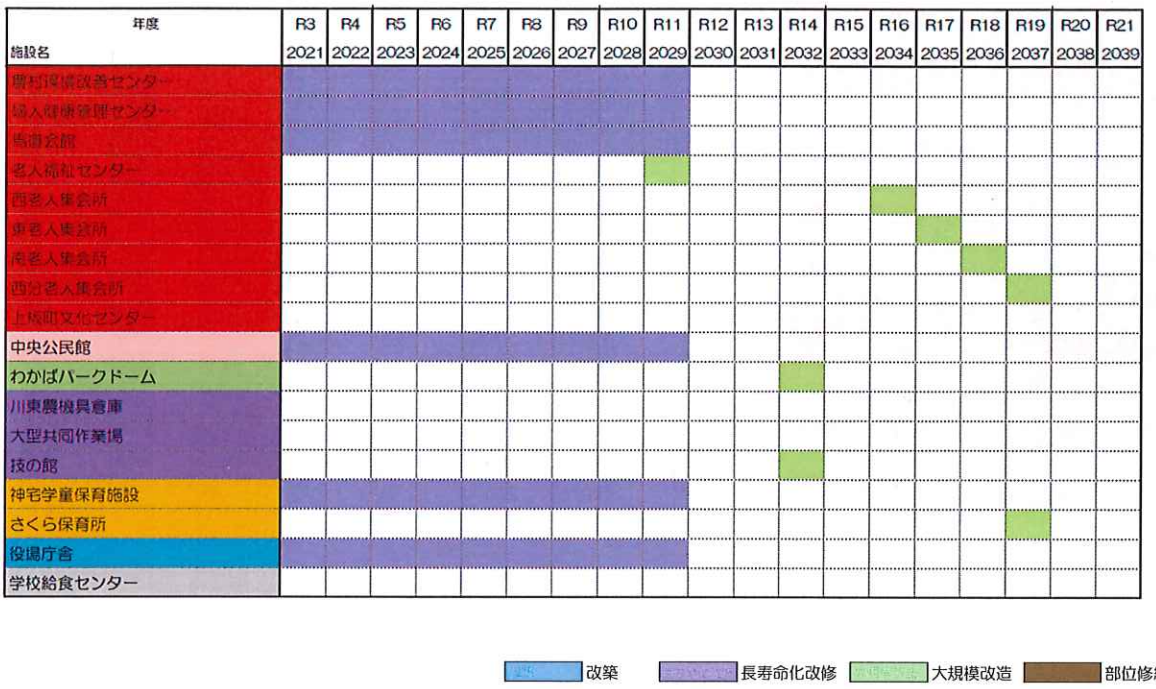

（第３・４期計画 20 年間）

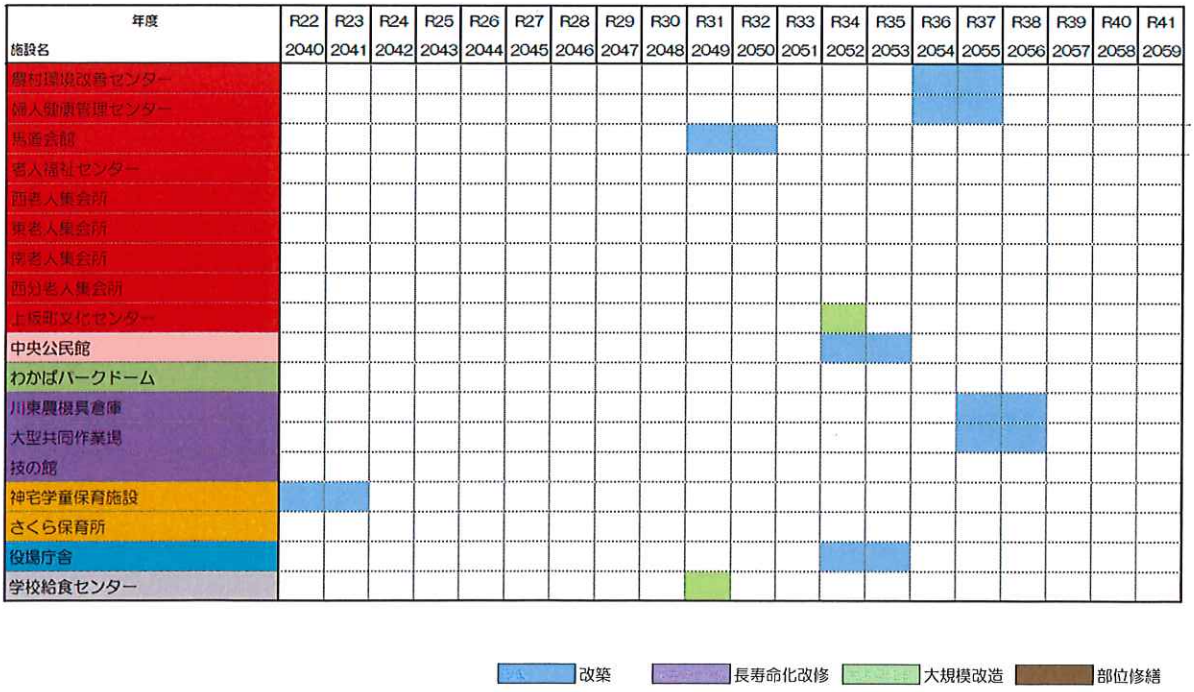

6-3 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果

（1）今後の維持・更新コスト

① 長寿命化型

従来型の建替え主体から適正な予防保全を実施することにより、建築物の長寿命化を進めることとし、建築物の建替え（更新）時期を、目標耐用年数の 70 年にした場合、令和 3（2021）年度から令和 41（2059）年度までの３９年間で必要となる維持・更新費用は約６９．２億円となります。年平均では約１．７億円となり、直近５年間の施設関連経費の平均値（０．５１億円）の約３．４倍となります。

図表 6.4　維持・更新コスト（長寿命化型）

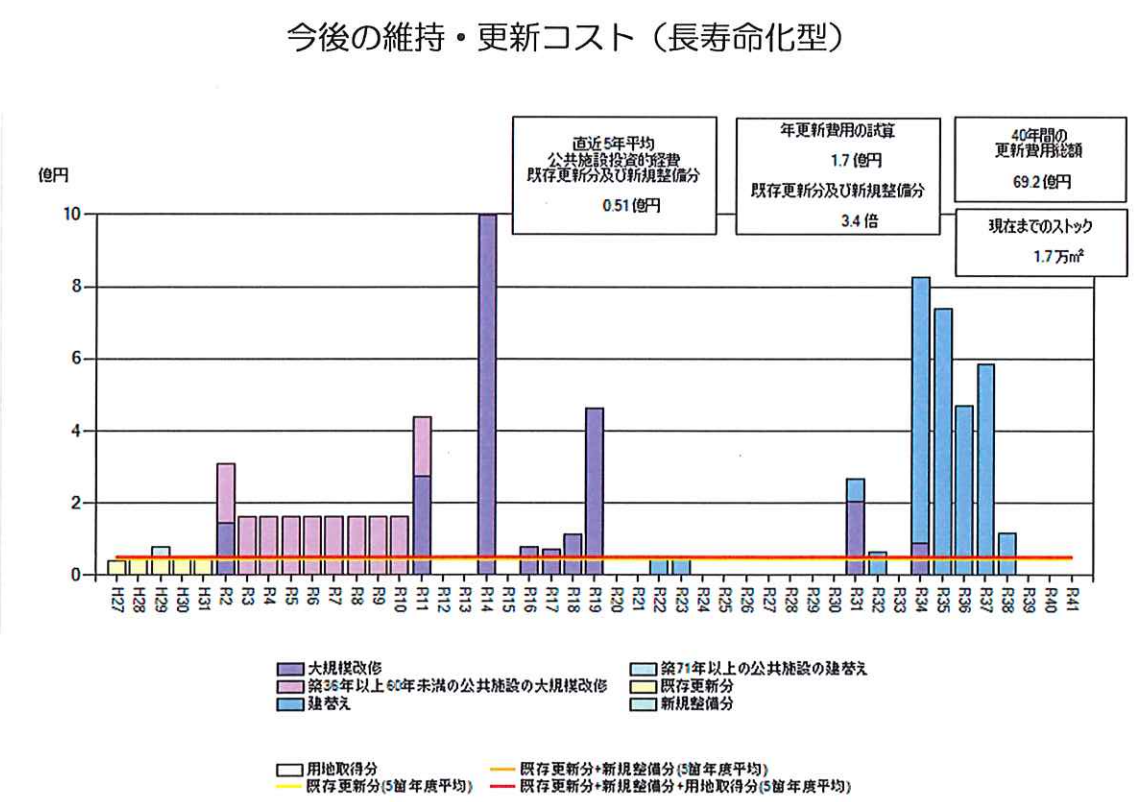

「一般社団法人地域総合整備財団 ＜ふるさと財団＞」 によるプログラムであり、公共施設等更新費用試算ソフト（ver2.1 版）を使用しています。

図表 6.5　長寿命化型の維持・更新コストの計算条件

改築	・長寿命化対象（築後 70 年で同規模建替え、改築工事期間は 2 年） なお、改築時期を既に経過している場合は 10 年間で実施 ・改築単価：400，000 円/㎡ ～ 330，000 円/㎡ 注：改築単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書』（平成 23 年 3 月）」の更新（建替え）費用を採用
長寿命化改修	・長寿命化対象（築後 35 年に実施、工事期間は 1 年） ・長寿命化改修単価：250，000 円/㎡ ～ 170，000 円/㎡ 注：改築単価の 60%（付属プログラム仕様初期値）
施設関連経費	・0．５１億円/年（施設整備費、維持補修費、光熱水費・委託費等） 注：直近５年間（H27～R１年度）の平均値を使用

なお、「一般社団法人地域総合整備財団 ＜ふるさと財団＞」 によるプログラムであり、公共施設等更新費用試算ソフト（ver2.1 版）を使用しています。

② 従来型（再掲）

令和３（2021）年度から令和 41（2059）年度までの３９年間で必要な維持・更新費用は約９０億円となります。年平均は約２．３億円で、前述の直近５年間の施設関連経費の平均値０．５１億円の４．４倍となります。

図表 6.6　維持・更新コスト（従来型）（再掲）

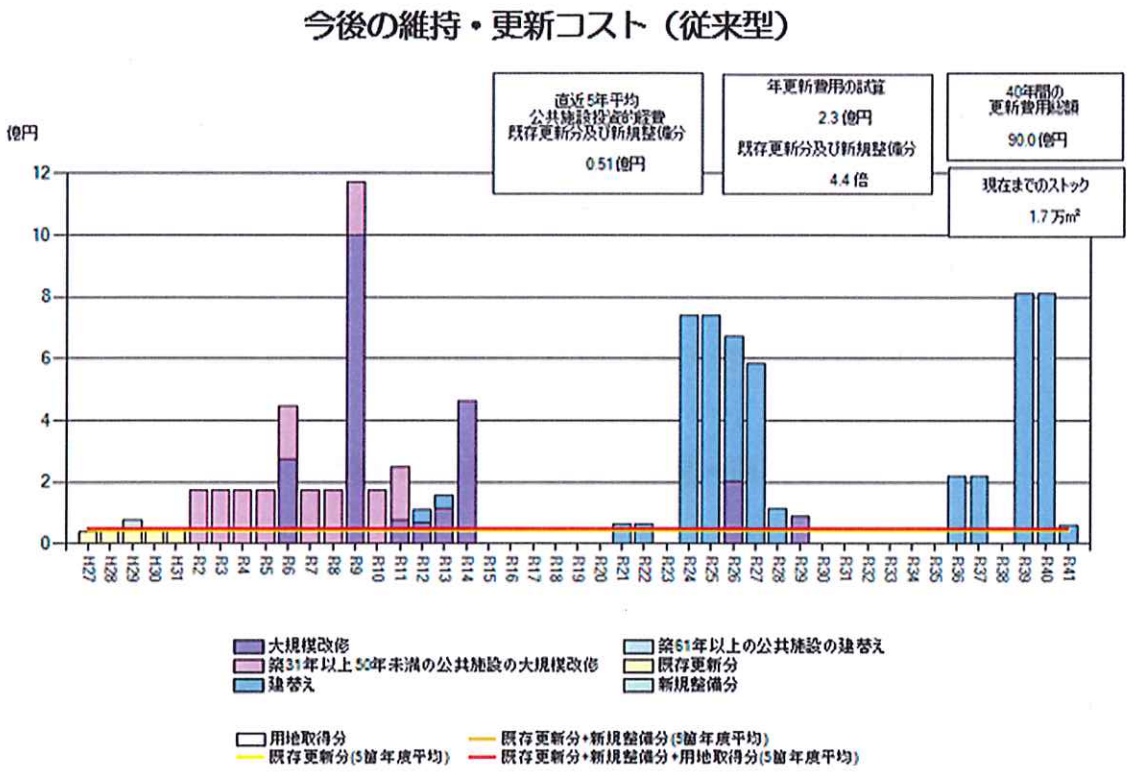

「一般社団法人地域総合整備財団 ＜ふるさと財団＞」 によるプログラムであり、公共施設等更新費用試算ソフト（ver2.1 版）を使用しています。

図表 6.7　従来型の維持・更新コストの計算条件

改築 同規模建替え	・築後 60 年で同規模建替え、改築工事期間は２年 なお、改築時期を既に経過している場合は 10 年間で実施 ・改築単価：400，000 円/㎡ ～ 330，000 円/㎡ 注：改築単価は、『地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書』（平成 23 年３月）の更新（建替え）単価を参照
大規模改造	・30 年周期、工事期間は１年 ・大規模改造単価：25，000 円/㎡ ～ 170，000 円/㎡ 注：改築単価の 60%（付属プログラム仕様による固定値）
施設関連経費	・０．５１億円/年（施設整備費、維持補修費、光熱水費・委託費） 注：直近５年間（H27～R１年度）の平均値を使用

（2）効果の見通し

従来型の建替え主体から適正な予防保全を実施することにより、建築物の長寿命化を進めることとし、建築物の建替え（更新）時期を、目標耐用年数の 70 年にした場合、令和 3（2021）年度から令和 41（2059）年度までの３９年間で必要となる維持・更新費用は約６９．２億円となります。

これは、従来型（約９０億円）と比べて、約２０．８億円の維持・更新コストが縮減になります。年平均でみると約５０００万円のコスト縮減になる見込みです。

今後の公共施設の維持・更新コストは、長寿命化改修への転換を図ったとしても、年間約１．７億円程度要すると見込まれ、事業費が大きな公共施設の整備は、町の財政に相当の負担となります。

公共施設の老朽化は、早急な対応が不可欠であり、財政計画への反映が待たれます。また、今後の公共施設等の保全にあたっては、維持・更新コストの縮減を図る一方で、施設の配置、運営、活用面などについても検討し、公共施設面積の縮減を図るための見通しと効果をさらに整理する必要があります。

図表 6.8　維持・更新コスト（長寿命化型）（再掲）

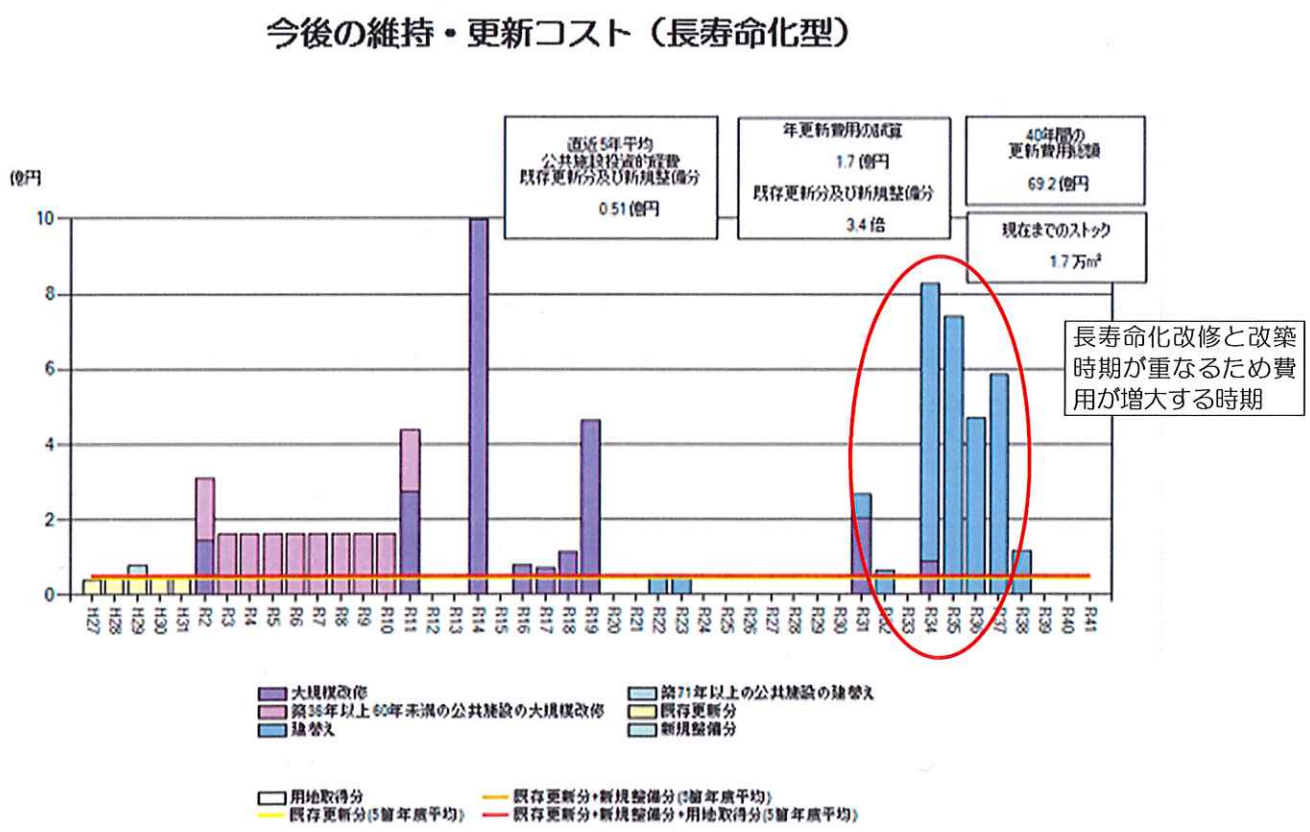

「一般社団法人地域総合整備財団 ＜ふるさと財団＞」 によるプログラムであり、公共施設等更新費用試算ソフト（ver2.1 版）を使用しています。

第７章 長寿命化計画の継続的運用方針

7-1　情報基盤の整備と活用

長寿命化改修実施計画を見直し適切に更新するために、公共施設等における過去の改修・修繕履歴や各施設の状態を把握することが重要となります。

上位計画である総合管理計画との連携を図りながら、施設の維持管理経費等に関する情報も含めて、全庁的に一元管理し、効率的な施設管理を進めていきます。

図表 7.1　公共施設情報管理のイメージ

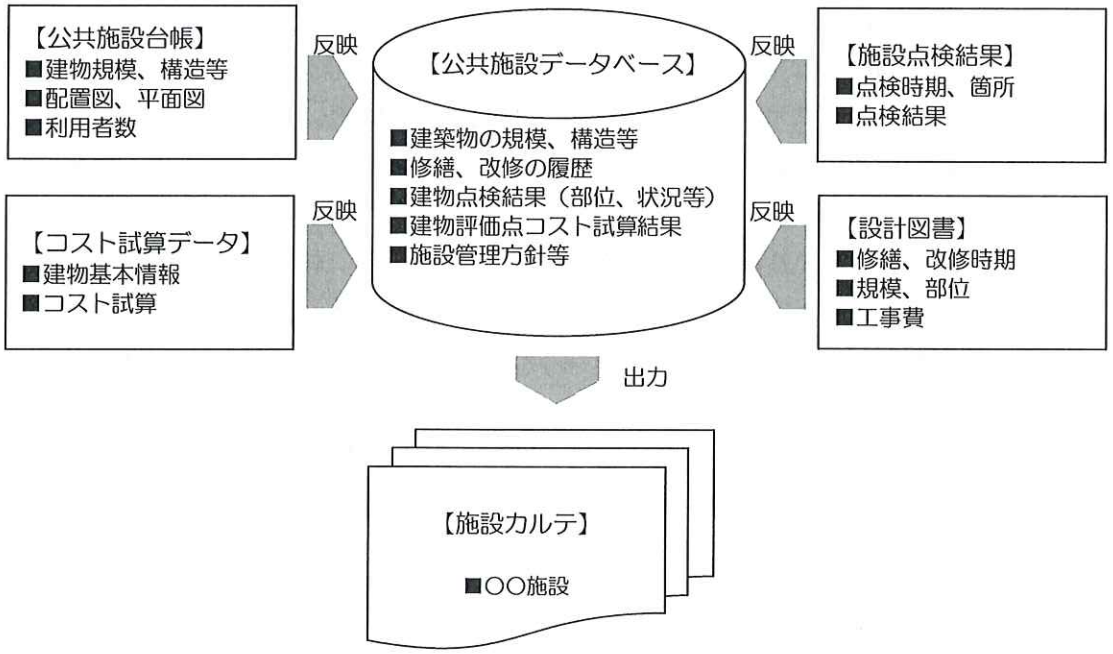

7-2　推進体制等の整備

公共施設の整備については、総務課、住民人権課、福祉保健課、産業課、教育委員会等が関係することとなります。このため、これら関係課とは、管理、点検結果の情報共有や工事・修繕等の実施時期、費用の調達等について密に調整・連携を図りながら、公共施設の長寿命化に向けて取組みます。

公共施設等の保有量の縮減に向けた施設の複合化、転用等の全庁的な再編については、多くの施設所管課との調整・連携が必要となることから、連絡会や調整会の実施について検討します。また、地域コミュニティの核としての新たな学校施設の在り方については、地域住民、関係団体との意見交換を行うなど、必要な機能や役割について検討します。

7-3　フォローアップ

本計画は、約 40 年間の長期を見据えた施設整備の計画であることから、計画の進行管理に向けてＰＤＣＡサイクルを実行することが重要となります。

今後は、ＰＤＣＡサイクルを概ね 10 年単位を基本とし、修繕・更新等に要した工事費、工事実施周期等について検証を行い、計画との差異が大きい場合には、本計画の見直しを行います。

また、上位計画の公共施設等総合管理計画の見直しや、利用者数の変化や施設の老朽化の変化、本町の公共施設全般における削減目標・再編方針等が大きく変わった場合等は、本計画の見直しを行います。また、上板町総合計画の策定時には、必要に応じて修正を行います。

図表 7.2　ＰＤＣＡサイクル

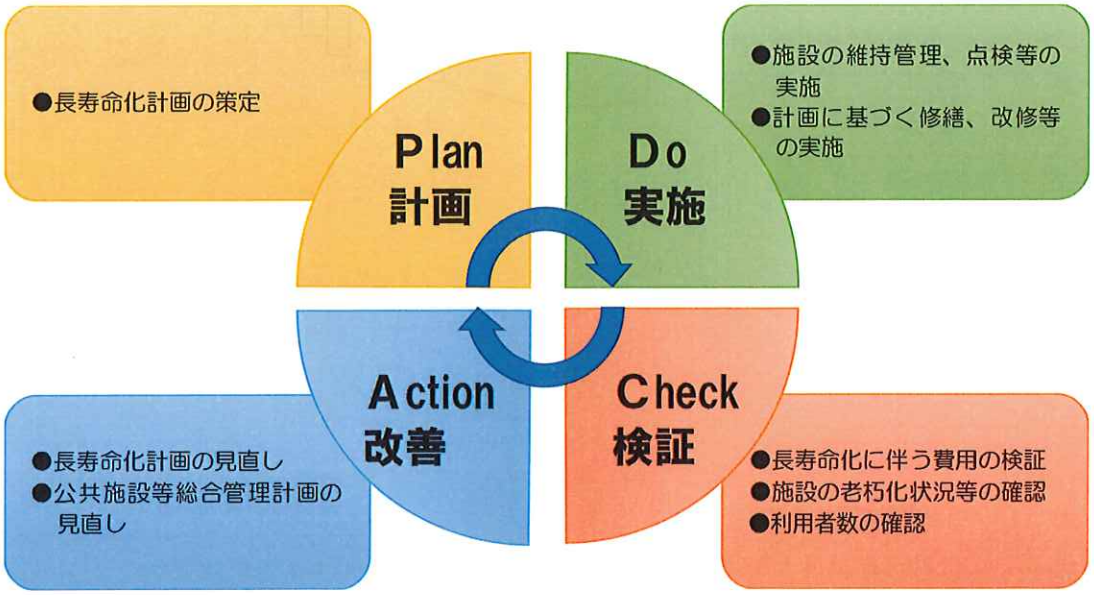

上板町マスコットキャラクター「 かきじい 」

発行・編集　上板町
〒771-1392
徳島県板野郡上板町七條字経塚 42 番地
TEL：088-694-6814　FAX：088-694-6802